

9月9日(水)

(第2日目)

令和2年第3回南関町議会定例会（第2号）

令和2年9月9日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

- 日程第1 諸般の報告について
- 日程第2 陳情の委員会付託について
- 日程第3 報告第3号 令和元年度南関町財政健全化判断比率の状況について
- 日程第4 議案第52号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(令和2年度南関町一般会計補正予算(第3号))
- 日程第5 議案第53号 公益的法人等への南関町職員の派遣等に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第54号 南関町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第55号 南関町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第56号 南関町災害関連地域防災がけ崩れ対策事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第57号 令和元年度南関町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第58号 令和元年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第59号 令和元年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第60号 令和元年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第61号 令和元年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議案第62号 令和元年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 議案第63号 令和元年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 議案第64号 令和元年度南関町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 議案第65号 令和2年度南関町一般会計補正予算(第4号)について

- 日程第18 議案第66号 令和2年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
について
- 日程第19 議案第67号 令和2年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 議案第68号 令和2年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
について
- 日程第21 議案第69号 令和2年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算
(第2号)について
- 日程第22 議案第70号 令和2年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第23 議案第71号 字の区域の変更について
- 日程第24 議案第72号 物品売買契約の締結について
- 日程第25 議案第73号 定住自立圈形成協定の一部を変更する協定の締結について
- 日程第26 一般質問
- ② 6番議員 ② 11番議員 ③ 3番議員

2. 出席議員は次のとおりである。 (11名)

1番 西 田 恵 介 君	2番 北 原 浩一郎 君
3番 中 村 正 雄 君	4番 立 山 比呂志 君
5番 杉 村 博 明 君	6番 井 下 忠 俊 君
7番 立 山 秀 喜 君	8番 打 越 潤 一 君
9番 鶴 地 仁 君	11番 境 田 敏 高 君
12番 橋 永 芳 政 君	

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名 (11名)

町 長 佐 藤 安 彦 君	税務住民課長 東 田 彰 夫 君
副 町 長 大 木 義 隆 君	福祉課長 島 崎 演 君
教 育 長 谷 口 慶志郎 君	経済課長 田 口 明 君
総 務 課 長 古 澤 平 君	建設課長 嶋 永 健 一 君
会 計 管 理 者 竹 崎 俊 一 君	教育課長 赤 木 二三也 君
まちづくり課長 坂 田 浩 之 君	

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 橋 本 清 孝 君 書 記 福 山 尚 樹 君

開会 午前10時00分

—————○—————

○議長（橋永芳政君） 起立、礼、おはようございます。着席。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

—————○—————

日程第1 諸般の報告について

○議長（橋永芳政君） 日程第1、諸般の報告を行います。

報告の第1点は、令和2年度町村議会正副議長研修会についてです。

本研修会は去る8月24日、熊本県市町村自治会館にて開催されました。研修では、立命館大学法学部教授、駒林良則氏を講師に迎え、これからの地方議会、議員の在り方というテーマで講演がありました。

講義は「地方議会をめぐる近似の状況と課題」「議会改革の状況とその課題」「地方議会の今後の進展に向けて」「新型コロナ禍の下での議会対応をめぐって」の内容がありました。議員の成り手不足や議会に対する住民の関心の低下など、議員を取り巻く厳しい状況の中、議員一人一人の力では限界があるので、住民の議会への参加が必要となってくること。それには自治体規模に応じて地方議会の在り方も異なってくるとの考えでした。また、新型コロナウイルス禍の下での議会対応をめぐっては、オンライン議会についての見解を示されました。

報告の第2点は、「例月出納検査報告及び令和2年度第一回定期監査の報告」についてです。本件については、南関町監査委員に関する条例第10条の規定によつて、監査委員、繁松哲也君、打越潤一君より、令和元年度、令和2年5月分、令和2年度5月分、6月分、7月分の出納検査結果及び令和2年度第一回定期監査の結果について報告がなされています。内容については、その写しをお手元に配付していますので、これを省略します。

—————○—————

日程第2 陳情の委員会付託について

○議長（橋永芳政君） 日程第2、陳情の委員会付託についてです。閉会中に受理した陳情は、お手元に配りました陳情書の写しのとおり1件を所管の常任委員会に付託しましたので報告いたします。

—————○—————

○議長（橋永芳政君） ここで、町長から挨拶の申し出がついていますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤安彦君） 皆様、改めましておはようございます。

令和2年第3回南関町議会定例会の開会において、令和元年度南関町一般会計他、歳入歳出決算認定、専決処分の件、令和2年度補正予算案、その他諸議案の御審議をお願いするにあたり、一言御挨拶を申し上げ、議員の皆様並びに町民の皆様に一層の御理解と御協力を申し上げる次第であります。

本年は6月11日に梅雨入りし、例年通りの梅雨かと思っておりましたが、7月6日の午後から降り始めた雨は7月14日までに1,072ミリという年間総雨量の約半分の雨量に近いような豪雨となり、激甚災害はもちろん7月14日には本町では記憶のない災害救助法の指定地域となるなど甚大な災害が発生しました。

被害の内容としましては、各区長さんから提出された被害届も1,200件ほどとなり道路、河川護岸の崩壊、住宅への土砂の流入、床上38戸、床下8戸の浸水被害、大規模な林地崩壊、複数企業の敷地大規模崩壊など、信じ難いようなものとなっております。

町としましては、町民の皆さん的生活を守るために、また農家や企業の事業活動を守るために、1日も早い復旧復興に向けて全力で取り組んでいるところであります。10月中旬の公共災査定、11月上旬の農災査定に向けて準備を進めており、今後3年間で全災害箇所を竣工させたいと考えております。

また、9月6日日曜日から、7日月曜日にかけて台風10号が九州の西海上を北上し、これまでにないような勢力のため命を守るための報道も繰り返され南関町でも自主避難所4カ所を開設するとともに、町内全域を対象とした避難勧告も発令しました。

結果的には南関町においては、最大で199の方が自主避難されましたが、風、雨ともにひどい状況には至らず大きな被害等も受けずに済むことができましたが、これからも局地的な集中豪雨や台風の発生なども想定されますので、引き続きしっかりと危機管理体制を維持していきたいと思います。

全世界を巻き込んで、以前として感染が続いている新型コロナウイルス感染症に関しては、有明地域周辺においても企業や老健施設、学校などでのクラスター発生後に家族間での感染等にも繋がっており、本町でもこれまでに4人の感染が確認されております。国においては現在も非常事態宣言は解除されている状況ではありますが、熊本県では8月4日からリスクレベルを4に引き上げられることとなり、本町では他市町よりも早く厳しく、8月1日より交流センターの風呂を除く施設を利用停止として感染防止として努めてきたところであります。

町民の皆様に対しましては、厳しい生活環境の中での御理解と御協力に心から御礼を申し上げますとともに、感染予防に必要なたくさんの資材等を提供いただきま

した関係者の皆様に改めて感謝申し上げる次第であります。

9月1日からは町内施設等の利用については、町内者や町内勤務者などの利用制限を設けての利用を再開しておりますので、今後も新しい生活様式を守っていただき各種活動の実施と感染予防を両立していただきたいと考えております。

そして、いったんは感染の抑え込みに成功しても第2波、第3波が発生することも想定しながら、今後も気を緩めることなく国、県の方針等を着実に実行し、終息に向けた取り組みを推進していきたいと思います。

また、新型コロナウイルス感染症への対応策としては、国の地方創生臨時交付金が交付されることになっており、第3次までの配分が計画されておりますので、公共施設の安全衛生対策や農林業の事業推進、学校教育環境整備など、一般財源では困難な事業にも幅広く活用させていただきたいと考えております。

ここにきて国内の最大の話題となっているのが、安倍首相の突然の辞任表明であり、自民党では9月8日、火曜日告示、14日、月曜日に新たな総裁を選出する総裁選の実施で進められており、16日、水曜日には臨時国会が召集され新首相指名選挙が執り行われることとなります。

その後には、来年の10月21日で任期満了となる衆議院の解散総選挙が早期に行われるのではないかと予想されているところでもあります。まずは7年8ヶ月という過去最長の継続した期間を国民のために、また世界平和のために尽力された安倍首相に敬意と感謝を申し上げる次第であります。新たに首相になられた方には国内外共に非常に厳しい状況にはありますが、全ての国民の皆様が安全・安心で心豊かに暮らせるような政治を行って欲しいと願うものであります。

町内の動きの中では新庁舎等建設工事につきましては、町議会6月定例会において工事請負契約を可決いただき、7月9日、木曜日に安全祈願祭を執り行い、令和3年12月末の工期として完成を待つことになりますが、工事期間中は特に近隣地域の皆様には御迷惑をおかけいたしますので、御理解と御協力をよろしくお願ひいたします。

そして、庁舎建設の基本方針となる「安全安心な防災拠点となる庁舎」、「まちづくりの拠点・シンボルとなる庁舎」、「人と環境に優しく利用しやすい、親しみのある庁舎」の実現に向けて工事を進めてまいります。

これまでにも何度か御紹介いたしました南関町の町税収入額についてですが、平成29年度に初めて12億円を突破し平成30年度の決算額では12億2,400万円となり、令和元年度でも過去最高額を更に更新し、12億8,000万円余りとなりました。今年度も順調な町税収入を予想しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が出てきており、現時点でも町税6,200万円ほどの徴収猶予

申請が行われており、企業の事業活動の動き次第ではありますが、最終的に8,000万円近い申請額となることも考えられます。今年度分の徴収猶予された税額は来年度に納税いただくことにはなりますが、納税者としても厳しい状況が予想されますし、町としては今年度分の町税収入額の減少は避けられない現状であると思われます。

このような中ではありますが、引き続き基幹産業である農業の振興や更なる企業の誘致、支援などにより安定した町税収入の確保に努めていきたいと考えております。

町の最重要課題でもある少子高齢化対策、定住対策の中心事業である第2期住んでよかつたプロジェクト推進事業も今年度は5年目となり、来年度は第3期を迎えることとなります。現在、庁内のプロジェクト会議で第3期分の事業内容を検討しておりますので、近いうちに議会にも報告をさせていただきたいと思います。

以上、現在の状況等も含めてお話をさせていただきましたが、今回の議案の提案につきましては、令和元年度南関町財政健全化判断比率の状況についての報告が1件、専決処分の報告及び承認を求めるることについてが1件、公益法人等への南関町職員の派遣等に関する条例の制定についてが1件、南関町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてのほか、条例の一部改正についてが2件、令和元年度一般会計歳入歳出決算のほか、各特別会計の歳入歳出決算認定が7件、令和2年度一般会計補正予算のほか、各特別会計の補正予算が5件、字の区域の変更についてが1件、物品売買契約の締結についてが1件、定住自立圈形成協定の一部を変更する協定の締結についてが1件を提案しています。特に、一般会計補正予算は7月20日付けの専決補正第3号で災害廃棄物処理業務委託料4,432万円、農地等災害測量設計委託料2,000万円、公共施設災害測量設計委託料6,000万円など1億5,315万9,000円を計上させていただきました。

また、今回の補正第4号では新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、公共施設の安全衛生対策や農林業の事業推進、学校教育環境整備などコロナ後に備えた新しい生活様式や教育環境の整備を中心に2億6,261万2,000円、総務課防災管理費の防災無線施設整備費6,279万1,000円、税務住民課塵芥処理費の家屋解体工事2,534万4,000円、福祉課介護保険費の介護基盤整備事業補助金2,188万3,000円、経済課農地費の土地改良調査計画業務委託料1,760万3,000円、林業施設災害復旧費の現年災6,170万8,000円、建設課地がけ対策事業のがけ崩れ対策工事1億円、農地等災害復旧費の測定設計委託料5,000万円、まちづくり課観光費の滞在コンテンツ造成事業運営等委託料1,935万5,000円などを増額し、一般会計の総額を88億9,416万

6,000円としているところであります。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げまして、定例会開会にあたっての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

-----○-----

○議長（橋永芳政君） お諮りします。

日程第3、報告第3号から日程第25、議案第73号までの議案を一括上程し、提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、報告第3号から日程第25、議案第73号までの議案を一括上程することに決定しました。

-----○-----

日程第 3 報告第 3号 令和元年度南関町財政健全化判断比率の状況について

日程第 4 議案第52号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（令和2年度南関町一般会計補正予算（第3号））

日程第 5 議案第53号 公益的法人等への南関町職員の派遣等に関する条例の制定について

日程第 6 議案第54号 南関町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第55号 南関町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議案第56号 南関町災害関連地域防災がけ崩れ対策事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議案第57号 令和元年度南関町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第10 議案第58号 令和元年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 議案第59号 令和元年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 議案第60号 令和元年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 議案第61号 令和元年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 議案第62号 令和元年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 議案第63号 令和元年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

認定について

- 日程第 16 議案第 64 号 令和元年度南関町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 17 議案第 65 号 令和 2 年度南関町一般会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 18 議案第 66 号 令和 2 年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 19 議案第 67 号 令和 2 年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 20 議案第 68 号 令和 2 年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 21 議案第 69 号 令和 2 年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 22 議案第 70 号 令和 2 年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 23 議案第 71 号 字の区域の変更について
- 日程第 24 議案第 72 号 物品売買契約の締結について
- 日程第 25 議案第 73 号 定住自立圈形成協定の一部を変更する協定の締結について

○議長（橋永芳政君） 議案はお手元に配付しております。

議案名を事務局長に朗読させますので確認をしてください。

事務局長。

○議会事務局長（橋本清孝君） それでは、日程第 3、報告第 3 号から日程第 25、議案第 73 号までの議案名を読み上げます。

[議案名朗読]

○議長（橋永芳政君） 配付漏れ等はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまから提案理由の説明を求めます。

担当職員は、順次説明をしてください。

総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 報告第 3 号、令和元年度南関町財政健全化判断比率の状況について御説明を申し上げます。地方公共団体の財政健全化に関する法律第 3 条におきまして、地方公共団体の長は毎年度、前年度の決算の提出を受けたあと、速やかに実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、及び将来負担比率並びに

その算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化比率を議会に報告しなければならないと規定されているところでございます。

次のページを御覧ください。実質赤字比率につきましては、健全化基準15%に対しまして、実質収支額が1億4,016万円の黒字でありましたので、実質赤字比率はございません。

次に、連結実質赤字比率につきましては、早期健全化基準20%に対しまして、特別会計を含めた実質収支額は黒字でございましたので、連結実質赤字比率はございません。また、実質公債比率につきましては、公債費や公債費に準じた経費の比重を過去3年間の平均で示す比率でございますが、早期健全化基準25%に対しまして、当町の実質公債費比率は基準内の8.1%でございます。

最後に、将来負担比率につきましては、地方債の残高のほかに一般会計や特別会計が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率でございますが、早期健全化基準35.0%に対しまして、当町の将来負担比率は7%でございます。

なお、監査委員の意見書は別添のとおり特に指摘すべき事項はないとのことでございます。

以上で報告を終わります。

続きまして、第52号議案専決処分の報告及び承認を求めるについて御説明を申し上げます。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次ページをお願いいたします。南関町専決第6号、令和2年度南関町一般会計補正予算について令和2年度南関町一般会計補正予算（第3号）を別紙のとおり調整することとする。令和2年7月20日、専決。

内容につきましては、令和2年度南関町一般会計補正予算書3号で説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,315万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億9,509万7,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。歳入についての補正額の一覧でございます。15款国庫支出金は2項国庫補助金に2,215万9,000円を追加して、16億9,013万9,000円とし、16款県支出金は2項県補助金に1,000万円を追加して、2億1,530万4,000円とし、総額を5億4,493万4,000円とするものでございます。18款寄附金は1項寄附金に200万円を追加して、1億2,35

0万円しております。19款繰入金は1項基金繰入金に1億1,900万円を追加して、4億6,436万6,000円としております。補正前の歳入合計に1億5,315万9,000円を追加して、歳入合計を81億9,509万7,000円としております。

3ページは、歳出についての補正額の一覧でございます。2款総務費は、1項総務管理費に99万2,000円を追加し、22億4,534万1,000円とし、総額を23億9,355万3,000円としております。3款民生費、1項社会福祉費に150万円を追加し、11億9,628万7,000円とし総額を、17億4,415万6,000円としております。4款衛生費、1項保健衛生費に169万1,000円を追加し、6億1,061万7,000円とし2項清掃費に4,432万円を追加し2億5,876万4,000円とし、総額を8億7,785万7,000円としております。5款農林水産費、1項農業費に492万6,000円を追加し、3億12万7,000円とし、総額を3億1,881万7,000円としております。7款土木費、1項土木管理費に464万4,000円を追加し8,803万8,000円とし、3項河川費に100万円を追加して、412万円とし、総額を7億7,782万8,000円としております。8款消防費、1項消防費に353万9,000円を追加して5億4,757万6,000円としております。

10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費に2,759万2,000円を追加して、2,759万3,000円とし、2項公共土木施設災害復旧費に6,000万円を追加し、6,000万1,000円とし4項宅地災害復旧費として300万円を追加し、総額を9,059万4,000円としております。12款予備費は1項予備費を4万5,000円減額して1,658万9,000円としております。補正前の歳出合計に1億5,315万9,000円を追加して歳出合計を、81億9,509万7,000円としております。

6ページをお願いします。歳入についての説明でございます。15款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金に災害廃棄物処理事業費補助金として2,215万9,000円を追加するものです。16款県支出金、2項県補助金、9目災害復旧費県補助金に農林水産施設災害復旧費県補助金として1,000万円を追加するものでございます。18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金に災害支援寄附金として200万円を追加するものでございます。19款繰入金、1項基金繰入金、1目、1節財政調整基金繰入金として1億1,900万円を追加するものでございます。

7ページをお願いします。歳出の説明でございます。主なものについて説明をいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、19節扶助費に1

50万円を追加するもので、法外援助費の災害見舞金でございます。4款衛生費、1項保健衛生費、7目環境衛生費の12節委託料に115万1,000円を追加するもので、災害による浸水家屋の消毒業務委託料でございます。同じく4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費の12節委託料に4,432万円を追加するもので、災害ごみ仮置場業務委託料及びエム・ケイ・ケミカル、堀養鶏場の災害廃棄物処理業務委託料でございます。5款農林水産費、1項農業費、4目農地費、18節負担金補助及び交付金に400万円を追加するもので、農地の小災害復旧費補助金でございます。10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農地等災害復旧費、12節委託料に2,000万円を追加するもので、査定に係る測量設計委託料でございます。同じく2目林業施設災害復旧費、12節委託料に759万2,000円を追加するもので、同じく測量設計委託料でございます。10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目河川等災害復旧費、12節委託料に6,000万円を追加するもので査定に係る測量設計委託料でございます。同じく10款災害復旧費、4項、1目宅地災害復旧費、18節負担金補助及び交付金に300万円を追加するもので被災宅地復旧事業費補助金でございます。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、第53号議案、公益的法人等への南関町職員の派遣等に関する条例の制定についての提案理由及び議案の説明をいたします。

提案理由は、公益的法人等への一般職員の地方公務員の派遣等に関する法律、平成12年法律第50号の規定に基づき、人的援助が必要と認められる公益的法人等へ職員を派遣する際に、必要な事項について条例を制定する必要があるためでございます。

この条例を新たに定めることにより、町が条例で定める公益的法人等に一般職員の派遣をすることが可能となります。それでは、新たに制定します公益的法人等への一般職員の派遣等に関する条例の内容について説明をいたします。

次のページをお開きください。まず、第1条でこの条例の趣旨を規定し、第2条第1項で任命権者は同条第2項で定める会計年度職員や再任用職員等以外の一般職員を派遣することができると規定しております。同条第3項の各号で公益的法人等との取り決め事項について規定し、第3条各号で派遣職員が職務に復帰する場合について規定し、裏面の第4条で派遣職員の給与、扶養手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当の支給について規定を行っております。第5条で派遣職員の公務災害時の職員の給与に関する条例の特例の適用について規定し、第6条で派遣職員の復職時における待遇について規定しております。第7条で復帰した職員の待遇の状況等

の町長への報告義務について規定をしております。

附則で、この条例は公布の日から施行すると定めるものでございます。

以上で、提案理由及び議案の内容の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 税務住民課長。

○税務住民課長（東田彰夫君） 第54号議案、南関町手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上、並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正及び行政不服審査法に基づき条例を改正する必要があるためでございます。

次ページをお願いします。改正内容について御説明申し上げます。別表住民基本台帳の項中通知カードの再交付手数料1枚につき500円について削除し、次のように改め、また行政不服審査の項を手数料の項の欄中20円を10円、40円を20円に、30円を20円に改正するものであります。

次の附則において施行期日を公布の日からとしております。

以上で、手数料条例の改正内容の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 第55号議案、南関町情報公開条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由及び議案の説明をいたします。

提案理由は開示請求権等について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に沿った改定を行うことに伴い、条例の一部を改正する必要があるためでございます。今回の改正は開示請求権について本町では本町の区域内に住所を有する者に制限しておりましたが、今回行政機関の保有する情報の公開に関する法律に沿った改定を行うことにより、何人にも開示請求権を付与するものでございます。併せて地方公務員法の任用条項の誤りを修正し、開示決定の期限について15日以内とあるものの、その15日以内に町の休日の日数を含まないように変更するものでございます。

次のページをお願いいたします。南関町情報公開条例の一部を改正する条例の条文の説明を行います。南関町情報公開条例、平成13年条例第15号の一部を次のように改正する。第5条中「次の各号に掲げるものは」を「何人も、この条例の定めるところにより」に改め、同条各号を削る。

第7条第2号ウ中「第3条第2項」を「第2条」に改める。

第12条第1項ただし書中「ただし、」の次に「南関町の休日を定める条例（平成2年条例第11号）第1条第1項に規定する町の休日の日数及び」を加える。

附則でこの条例は公布の日から施行すると定めるものでございます。

以上で、提案理由及び議案の内容の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 経済課長。

○経済課長（田口 明君） 第56号議案、南関町災害関連地域防災がけ崩れ対策事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由及び議案の御説明をいたします。

提案理由といたしまして、激甚災害により林地の崩壊等が発生している箇所のうち人命、財産等に直接危害を及ぼす恐れがあるものについて、崩壊防止施設を設置する林地崩壊防止事業を実施するため、条例の一部を改正する必要があるためございます。今回の改正につきましては、本町において実施する災害関連事業に要する経費に充てることを目的に、地方自治法第224条の規定により分担金を徴収するために改定するものです。

次のページをお願いいたします。南関町災害関連地域防災がけ崩れ対策事業受益者分担金徴収条例平成30年条例第14号の一部を次のように改正するものです。題名中及び第1条中の「地域防災がけ崩れ対策」を削る。また別表に「林地崩壊防止事業」、「事業費の10分の10」を加える。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することといたしております。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（橋永芳政君） 会計管理者。

○会計管理者（竹崎俊一君） 第57号議案、令和元年度南関町一般会計歳入歳出決算認定についてから第64号議案、令和元年度南関町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの議案を一括して御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見書を付けて、議会の認定に付さなければならないため御提案するものでございます。お手元にお配りしております決算認定用説明資料の令和元年度各会計歳入歳出決算総括表と各決算書で御説明いたします。

最初に説明資料の決算総括表を御覧ください。一般会計歳入歳出決算と7件の特別会計歳入歳出決算を合わせた収支状況につきましては、総括表の一番下の行の合計でD列の歳入決算額は98億7,678万1,888円、C列の歳出決算額は96億2,805万630円、D列の差引残額は2億4,873万1,258円となり前

年度に対しまして2,576万5,556円、11.6%の増となる形式収支となつております。

まず57号議案、令和元年度南関町一般会計歳入歳出決算でございますが、決算総括表のA列歳入歳出予算額は69億2,196万5,000円、D列の歳入決算額は66億2,290万5,300円、C列の歳出決算額は64億8,074万4,365円で、D列の差引残額は1億4,216万935円となります。前年度に対しまして3.0%の増となっております。F列の翌年度へ繰り越すべき財源としての200万1,000円を差し引いた、G列の実質収支額が1億4,015万9,935円です。同額を準繰越金として令和2年度に繰り越しており前年度と比較しますと1,511万4,537円、12.1%の増となっております。また、E列の繰越事業分の翌年度繰越額としましては、2億2,610万6,000円で主なものとしまして土木費の道路新設改良事業、教育費の公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業、災害復旧費の農地等災害復旧事業などでございます。また、不納欠損は町税の220万5,433円となっております。

続きまして、一般会計の決算書1ページから8ページを御覧ください。まず1ページから4ページの歳入につきましてですが、歳入合計欄の収入済額66億2,290万5,300円の構成比率につきましては、各款ごとに大きい順から申し上げますと、まず11款地方交付税18億6,660万2,000円、28.2%、1款町税12億8,081万7,870円、19.3%、15款国庫支出金10億282万7,817円、15.2%、22款町債80億1,726万1,000円、12.3%などとなっております。

5ページから7ページの歳出につきましてですが、歳出合計欄の支出済額64億8,074万4,365円の構成比率につきましては、各款ごとに大きい順から申し上げますと、まず3款民生費17億2,540万2,739円、26.6%、7款土木費11億4,600万36円、17.7%、2款総務費10億3,059万7,008円、15.9%、11款公債費6億9,380万8,947円、10.7%などとなっております。前年度と比較いたしますと、歳入が2億9,665万400円、4.7%の増、歳出が2億9,253万7,863円、4.7%の増となっております。歳入では主なものとしまして、18款寄附金のふるさとなんかん応援寄附金が1億6,612万2,793円、15款国庫支出金の社会資本整備総合交付金が4億5,893万1,203円などで歳出では2款総務費、庁舎等建設費が2億3,368万1,934円、7款土木費の住宅管理費、営繕工事費が1億646万2,261円、10款災害復旧費が2億6,507万9,637円などとなっています。

総括表を御覧ください。次に第58号議案、令和元年度南関町国民健康保険特別

会計歳入歳出決算でございますが、総括表のA列歳入歳出予算額は14億7,787万8,000円、D列の歳入決算額は14億2,791万8,663円、C列の歳出決算額は13億7,463万7,876円でD列の差引残額は5,328万787円となり同額を繰越金として令和2年度に繰り越しております。前年度と比較しまして2,916万6,960円、121.0%の増となっております。また、不納欠損額は国民健康保険税916万8,781円となっております。

続きまして、国民健康保険特別会計決算書の1ページから4ページを御覧ください。まず1ページの歳入につきまして、歳入合計欄の収入済額14億2,791万8,663円の構成比率は、大きい順に5款県支出金10億8,108万7,520円、75.7%、1款国民健康保険税2億1,426万662円、15.0%などでございます。前年度との比較では、5款県支出金の保険給付費交付金及び8款繰越金の前年度繰越金の減などによりまして1億928万7,729円、7.1%の減となっております。

2ページから3ページの歳出につきまして、歳出合計欄の支出済額13億7,463万7,876円の構成比率につきましては、大きい順に2款保険給付費10億3,426万8,841円、75.2%、3款国民健康保険事業費納付金3億1,639万3,482円、23.0%などとなっており、前年度との比較では2款保険給付費の療養給付費及び6款基金積立金の財政調整基金積立金の減などによりまして1億3,845万4,689円、9.2%の減となっております。

続きまして決算総括表を御覧ください。第59号議案、令和元年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算でございますが、決算総括表のA列歳入歳出予算額は1億7,658万3,000円、D列の歳入決算額は1億6,088万3,547円、C列の歳出決算額は1億6,081万5,547円で、D列の差引残額は6万8,000円となり同額を翌年度に繰り越しております。またE列の繰越事業分の翌年度繰越額としましては1,036万8,000円で、これは2款事業費の公営企業会計移行事業費でございます。

続きまして、公共下水道事業特別会計決算書の1ページから3ページを御覧ください。まず1ページの歳入につきまして、歳入合計欄の収入済額1億6,088万3,547円の構成比率は、2款繰入金1億1,483万1,327円、71.4%、7款使用料及び手数料3,328万620円、20.7%などとなっており、前年度と比較しますと1款国庫支出金の繰越分の公共下水道費国庫補助金及び4款町債の繰越分の公共下水道債の減などにより4,934万3,593円、23.5%の減となっております。

2ページの歳出につきまして、歳出合計欄の支出済額1億6,081万5,547

円の構成比率につきましては、1款総務費6,232万5,802円、38.8%、3款公債費6,224万4,609円、38.7%、2款事業費3,624万5,136円、22.5%となっており、前年度と比較しますと、歳入と同じく繰越分で2款事業費の公共下水道建設費の減などによりまして4,941万1,593円、23.5%の減となっております。

○議長（橋永芳政君）　ここで説明の途中ですが、10分間休憩をとります。

-----○-----

休憩　午前11時01分

再開　午前11時11分

-----○-----

○議長（橋永芳政君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

説明の途中でありましたので、これを続行します。

○議長（橋永芳政君）　会計管理者。

○会計管理者（竹崎俊一君）　それでは、休憩前に引き続きまして御説明申し上げます。

決算総括表を御覧ください。第60号議案、令和元年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算でございますが、決算総括表のA列歳入歳出予算額は461万2,000円、D列の歳入決算額は423万7,220円、C列の歳出決算額も423万7,220円の同額となりD列の差引残額は0円となります。繰越額はございません。

続きまして、簡易水道事業特別会計決算書の1ページから3ページを御覧ください。まず1ページの歳入につきまして、歳入合計欄の収入済額423万7,220円の構成比率につきましては、5款繰入金275万7,480円、65.1%、2款使用料及び手数料147万9,710円、34.9%などとなっております。

2ページの歳出につきまして、歳出合計欄の支出済額423万7,220円の構成比率につきましては、1款総務費241万6,390円、57.0%、3款公債費182万830円、43.0%でございます。前年度と比較しますと歳出1款総務費の減に伴う繰入金の減などにより、歳入歳出それぞれ11万366円、2.5%の減となっております。

続きまして、決算総括表を御覧ください。次に第61号議案、令和元年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算でございますが、決算総括表のA列歳入歳出予算額は14億1,226万5,000円、D列の歳入決算額は14億1,968万4,755円、C列の歳出決算額は13億6,724万3,951円で、D列の差引残額は5,244万804円となり、同額を繰越金として令和2年度に繰り越しております。前年度と比較しますと780万5,941円、13.0%の減となっております。

す。不納欠損額は介護保険料の107万1,328円となっております。

続きまして、介護保険事業特別会計決算書の1ページから5ページを御覧ください。まず1ページから2ページの歳入につきまして、歳入合計欄の収入済額14億1,968万4,755円の構成比率につきましては、大きい順に3款国庫支出金3億9,400万2,445円、27.8%、4款支払基金交付金3億5,134万9,000円、24.7%、1款保険料2億3,225万9,367円、16.4%、などとなっております。前年度と比較しますと、4款支払基金交付金の介護給付費交付金及び5款県支出金の介護給付費負担金などの減などによりまして5,618万6,789円、3.8%の減となっております。

3ページから4ページの歳出合計欄の支出済額13億6,724万3,951円の構成比率につきましては、2款保険給付費12億6,494万3,722円、92.5%、4款地域支援事業費6,093万6,986円、4.4%などとなっております。前年度と比較しますと2款保険給付費の介護サービス等諸費の減などによりまして4,838万848円、3.4%の減となっております。

続きまして、決算総括表を御覧ください。次に第62号議案、令和元年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算でございますが、決算総括表のA列歳入歳出予算額は1億696万8,000円、D列、歳入決算額は1億530万6,404円、C列、歳出決算額も1億530万6,404円の同額となり、D列の差引残額は0円となります。繰越額はございません。

続きまして、浄化槽整備推進事業特別会計決算書の1ページから3ページを御覧ください。まず1ページの歳入につきまして、歳入合計欄の収入済額1億530万6,404円の構成比率につきましては、大きい順に2款使用料及び手数料3,386万3,860円、32.2%、5款繰入金3,249万595円、30.8%、8款町債2,360万円、22.4%、などとなっております。

2ページの歳出につきまして、歳出合計欄の支出済額1億530万6,404円の構成比率につきましては、大きい順に1款総務費4,365万5,902円、41.5%、2款事業費4,190万232円、39.8%、3款公債費1,975万270円、18.7%でございます。前年度と比較しますと歳入では3款国庫支出金の循環型社会形成推進交付金及び8款町債の公共下水道債の減などによりまた歳出では2款事業費の浄化槽建設費の減などによりまして歳入歳出それぞれ1,356万4,819円、11.4%の減となっております。

続きまして、決算総括表を御覧ください。次に第63号議案、令和元年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございますが、決算総括表のA列歳入歳出予算額は1億3,344万8,000円、D列、歳入決算額は1億2,953万1,1

59円、C列、歳出決算額は1億2,875万427円で、D列の差引残額は78万732円となり、同額を繰越金として令和2年度に繰越しをしております。前年度と比較しますと、22万4,000円、40.2%の増となっております。

続きまして、後期高齢者医療特別会計決算書の1ページから3ページを御覧ください。まず1ページの歳入につきまして、歳入合計欄の収入済額1億2,953万1,159円の構成比率につきましては、1款後期高齢者医療保険料8,083万4,400円、62.4%、3款繰入金4,803万8,827円、37.1%などとなっております。前年度と比較しますと3款繰入金の保険基盤安定繰入金の減などによりまして、183万9,441円、1.4%の減となります。

2ページの歳出につきまして、歳出合計欄の支出済額1億2,875万427円の構成比率につきましては、2款後期高齢者医療広域連合納付金1億2,845万7,876円、99.8%、1款総務費21万1,551円、0.2%などとなっており、前年度と比較しまして2款後期高齢者医療広域連合納付金の基盤安定負担金の減などによりまして206万3,441円、1.6%の減となっております。

続きまして、決算総括表を御覧ください。最後に第64号議案、令和元年度南関町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算でございます。決算総括表のA列歳入歳出予算額は631万5,000円、D列、歳入決算額は631万4,840円、C列の歳出決算額も同額の631万4,840円で差引残額は0円となります。繰越額はございません。

続きまして、宅地分譲事業特別会計決算書の1ページから3ページを御覧ください。まず1ページの歳入につきまして、歳入合計欄の収入済額631万4,840円につきましては、1款財産収入の土地売払収入でグリーンヒル二城2区画分の売却分でございます。前年度と比較しまして101万5,330円、19.2%の増となっております。

2ページの歳出につきまして、歳出合計欄の支出済額631万4,840円は1款事業費で一般会計の操出金でございます。前年度と比較しましてこの操出金の増によりまして歳入と同じく101万5,330円、19.2%の増となっております。

以上、第57号議案から第64号議案までの説明を行いましたが地方自治法第233条第3項及び第5項の規定によりまして、監査委員の審査意見書及び主要施策説明書、歳入歳出決算、事項別明細書、実質收支に関する調書、財産に関する調書を合わせて提出しております。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御認定いただきますようよろしくお願ひいたします。

○議長（橋永芳政君） ここで、この後に提案理由の説明を行わない職員は、新型コロ

ナウイルス感染症拡大防止のため退出してください。

では提案理由の説明をお願いします。

総務課長。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 第65号議案、令和2年度南関町一般会計補正予算（第4号）につきまして御説明いたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億9,906万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億9,416万6,000円とするものでございます。今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の交付及び7月の豪雨に係る災害対策費に係る補正分でございます。

2ページをお願いします。歳入についての補正額の一覧でございます。10款地方特例交付金は1項地方特例交付金に141万1,000円を追加して、761万1,000円とするものでございます。11款地方交付税は1項地方交付税に9,503万2,000円を追加し、19億5,503万2,000円とするものでございます。13款分担金及び負担金は1項分担金に264万4,000円を追加し、299万円とし、総額を2億3,179万3,000円とするものでございます。14款使用料及び手数料は1項使用料に1,000円を追加し、9,251万4,000円とし、総額を1億1,144万1,000円とするものでございます。15款国庫支出金は1項国庫負担金に6,038万3,000円を追加して5億1,906万2,000円とし、2項国庫補助金に3億6,319万9,000円を追加して15億8,803万1,000円とし総額を21億1,372万1,000円とするものでございます。16款県支出金は2項県補助金に1億4,875万4,000円を追加して3億6,405万8,000円とし、3項県委託金を1万円減額し、6,163万3,000円とし総額を6億9,367万8,000円とするものでございます。18款寄附金は1項寄附金に100万円を追加し、1億2,450万円とするものでございます。19款繰入金は1項基金繰入金を8,900万円減額し3億7,536万6,000円とするものでございます。20款繰越金は1項繰越金に4,015万9,000円を追加し、1億4,015万9,000円とするものでございます。21款諸収入は4項雑入に1,935万1,000円を追加して2,974万6,000円とし、総額を4,169万8,000円とするものでございます。22款町債は1項町債に5,614万5,000円を追加して15億6,551万5,000円とするものでございます。歳入合計は補正前の81億9,509万7,000円に補正額6億9,906万9,000円を追加して88億9,416万6,000円とするものでござい

ます。

3ページをお願いします。歳出でございます。1款議会費は1項議会費を261万8,000円減額し7,673万2,000円とするものでございます。2款総務費は、1項総務管理費に5,106万3,000円を追加して22億9,640万4,000円とし、2項徴税費に80万5,000円を追加して、1億325万2,000円とし、3項戸籍住民基本台帳費に1,371万1,000円を追加して4,206万2,000円とし、4項選挙費に3万5,000円を追加し533万2,000円とし、5項統計調査費を6,000円減額し1,075万5,000円とし、6項監査委員費を19万3,000円減額し、116万3,000円とし総額を24億5,896万8,000円とするものでございます。3款民生費は1項社会福祉費に2,520万1,000円を追加し、12億2,148万8,000円とし、2項児童福祉費に663万5,000円を追加して5億5,450万4,000円とし、総額を17億7,599万2,000円とするものでございます。4款衛生費は、1項保健衛生費を78万円減額して、6億983万7,000円とし、2項清掃費に2,534万4,000円を追加し、2億8,410万8,000円とし、総額を9億242万1,000円とするものでございます。5款農林水産業費は1項農業費に2,329万5,000円を追加して、3億2,342万2,000円とし、2項林業費に1,212万8,000円を追加し3,081万8,000円とし総額を3億5,424万円とするものでございます。6款商工費は1項商工費に8,108万6,000円を追加して、2億1,945万7,000円とするものでございます。7款土木費は1項土木管理費に791万8,000円追加し9,595万6,000円とし、2項道路橋梁費に1,624万8,000円を追加して4億2,161万3,000円とし、3項河川費に1億1,000万円を追加し、1億1,412万円とし、4項宅地費に389万1000円を追加し、1億1,506万5,000円とし、5項下水道費に183万9,000万円を追加して1億2,513万6,000円とし、次ページをお願いします。6項浄化槽整備推進事業費に121万円を追加して4,704万4,000円とし、総額を9億1,893万4,000円とするものでございます。8款消防費は1項消防費に5,170万1,000円を追加して5億9,927万7,000円とするものでございます。9款教育費は1項教育総務費に818万8,000円を追加して6,117万7,000円とし、2項小学校費に8,942万7,000円を追加して2億2,312万7,000円とし、3項中学校費に3,359万8,000円を追加して7,607万8,000円とし、4項社会教育費を57万8,000円減額して、1億5,408万4,000円とし、5項保健体育費に2,054万2,000円を追加して9,721万9,000円とし、総額を6億1,168万5,

000円とするものでございます。10款災害復旧費は1項農林水産施設災害復旧費に1億1,170万8,000円を追加し、1億3,930万1000円とし、2項公共土木施設災害復旧費に581万2,000円を追加し6,581万3,000円とし、4項宅地災害復旧費は財源の組み換えでございます。総額を2億811万4,000円とするものでございます。12款予備費は1項予備費に185万9,000円を追加して1,844万8,000円とするものでございます。歳出合計は補正前の81億9,509万7,000円に補正額6億9,906万9,000円を追加し、88億9,416万6,000円とするものでございます。

5ページの第2表は、繰越明許費の補正でございます。2款総務費、1項総務管理費の新庁舎太陽光発電設備整備事業に4,668万2,000円を追加し、8款消防費、1項消防費の防災行政無線整備事業の金額を3億3,754万9,000円に変更するものでございます。

6ページ、第3表は地方債の補正でございます。治山事業の限度額を160万円、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の限度額を2,470万円、災害復旧事業の限度額を550万円とするものでございます。また、道路橋梁整備事業は限度額1億7,190万円を1億5,440万円とし学校教育施設整備事業は限度額790万円を0とし消防防災施設整備事業は限度額3億2,490万円を3億6,380万円とし臨時財政対策債は限度額1億2,000万円を1億3,084万5,000円と変更するものでございます。

7ページと8ページは歳入歳出事項別明細書の総括表でございます。

9ページをお願いします。歳入の内訳でございます。主なものにつきまして説明いたします。11款地方交付税、1項、1目、1節地方交付税に普通交付税の決定交付といたしまして9,503万2,000円を追加するものです。15款国庫支出金、1項国庫負担金、3目災害復旧費国庫負担金、2節林業施設災害復旧費国庫負担金として5,819万3,000円、林道福山二城線5工区、東部小代線2工区分の事業費及び査定設計の委託費の補助金として追加するものでございます。

10ページをお願いします。15款、2項国庫補助金、1目、1節総務費国庫補助金に新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金といたしまして3億907万9,000円、社会保障番号制度システム整備費補助金といたしまして705万1,000円、コンビニ交付実証事業補助金といたしまして660万円、合計の3億2,273万円を追加するものです。3目衛生費国庫補助金に1節保健衛生費国庫補助金災害等廃棄物処理事業補助金として1,267万2,000円を追加するもので、災害による公費解体に係る補助金でございます。6目教育費国庫補助金、1節小学校費国庫補助金にGIGAスクールのタブレット購入費等の補助金として

1,418万9,000円、2節中学校費国庫補助金と同じくG I G Aスクールのタブレット購入費等の補助金として585万9,000円を追加するものでございます。16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、1節社会福祉費県補助金に介護基盤緊急整備特別対策事業費補助金として2,188万3,000円、介護予防拠点整備4カ所分の補助金を追加するものです。4目農林水産費県補助金、1節農業費県補助金に農産漁村地域整備交付金として1,760万2,000円、これはため池ハザードマップ作成補助金として追加するものです。

11ページをお願いします。6目、3節土木費県補助金、地域防災がけ崩れ対策事業補助金として8,250万円、西豊永受地－1地区の地がけの分の補助金を追加するものです。9目災害復旧費県補助金に1節農林水産施設災害復旧費県補助金として1,800万円を追加するものでございます。

12ページをお願いします。19款繰入金、1項基金繰入金、1目、1節財政調整基金繰入金は補助金等の充当により8,900万円を減額するものでございます。20款繰越金、1項、1目繰越金に4,015万9,000円を追加するもので純繰越金でございます。21款諸収入、4項、2目、4節雑入に滞在コンテンツ造成事業支援金として1,935万5,000円を追加するものでホテル等の誘客、多客化を図るための事業支援金でございます。22款町債の1目から7目につきましては、6ページの地方債の補正で説明いたしましたので省略いたします。

13ページの11目臨時財政対策債につきましては、発行可能額から予算額を差し引いた1,084万5,000円を追加するものでございます。

14ページからは歳出でございます。主なものについて説明いたします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の14節工事請負費に新庁舎太陽光発電設備等の工事費として4,550万2,000円を追加するものでございます。

15ページをお願いします。2款総務費、3項、1目戸籍住民基本台帳費、12節委託料に番号制度関係のシステム改修委託費及びコンビニ交付実証実験に係るシステム改修委託費として1,365万1,000円を追加するものです。

17ページをお願いします。3款民生費、1項社会福祉費、1目介護保険費、18節負担金補助金及び交付金に2,188万3,000円を追加するもので、介護予防拠点4カ所の整備補助金でございます。

18ページをお願いします。4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費、14節工事請負契約に2,534万4,000円を追加するもので、被災家屋6棟の公費解体の工事費でございます。

19ページをお願いします。5款農林水産費、1項農業費、4目農地費、12節委託料に1,760万3,000円を追加するもので町内ため池ハザードマップ作成

委託料でございます。6款、1項商工費、2目商工振興費、18節負担金補助及び交付金に1,000万円を追加するもので、町内事業者のコロナ感染症対策費への補助金でございます。

20ページをお願いします。6款、1項商工費、3目観光費、12節委託料に1,935万5,000円を追加するものでホテル等の滞在コンテンツ造成事業運営等委託料でございます。11目南の関うから館費、14節工事請負費に3,817万2,000円を追加するもので、うから館の空調機改修工事等でございます。

21ページをお願いします。7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費、14節工事請負費に1,600万円を追加するもので、災害に伴う維持工事費の追加分でございます。3項河川費、4目砂防費、12節委託料に1,000万円、14節工事請負費に1億円を追加するもので、西豊永受地のがけ崩れ対策に係る測量設計委託料及び工事費でございます。

22ページをお願いします。8款、1項消防費、5目防災管理費、12節委託料を2,178万円を減額して14節工事請負費に7,038万2,000円を追加するもので、防災行政無線デジタル化に係る戸別受信機の台数の追加及び情報提供システムを工事費に含めて発注するために委託料を工事費に組み換えるものでございます。

23ページをお願いします。9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、14節工事請負費に1,064万5,000円を追加するもので、教室網戸の設置工事等です。

23ページから24ページの2目教育振興費、17節備品購入費に6,268万4,000円を追加するもので、電子黒板やタブレット等の教育用備品の購入費でございます。3項中学校費、2目教育振興費、17節備品購入費に2,733万5,000円を追加するもので、同じく電子黒板やタブレット等の教育備品の購入費でございます。

27ページをお願いします。9款教育費、5項保健体育費、2目学校給食センター費、17節備品購入費に1,330万7,000円を追加するもので、予冷機能付消毒保管器等の給食センター用の備品の購入でございます。10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農地等災害復旧費、12節委託料に5,000万円を追加するもので、農災の査定測量設計委託料の追加分でございます。2目林業施設災害復旧費、14節工事請負費に6,170万8,000円を追加するもので、林道福山二城線5工区、東部小代線2工区の工事請負費でございます。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 第66号議案、令和2年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ610万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億8,748万9,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。1款国民健康保険税、1項国民健康保険税211万9,000円を減額し、2億991万5,000円とし、3款国庫支出金、2項国庫補助金に127万1,000円を追加し256万5,000円とし、5款県支出金、1項県負担金補助金に111万3,000円を追加して11億1,426万1,000円とし、8款繰越金、1項繰越金に584万円を追加し、5,328万1,000円として、歳入合計補正額610万5,000円を追加して、歳入合計を14億8,748万9,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。3款国民健康事業費納付金、1項医療給付費分は直接歳出の補正額はございませんが、財源を組み換えるものでございます。次に5款保健事業費、2項保健事業費、26万5,000円を追加して877万3,000円とし、10款予備費、1項予備費を584万円増額して、2,522万8,000円とし、歳出合計補正額610万5,000円を追加して歳出合計14億8,748万9,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入の内容説明でございます。1款、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、1節慰労給付費分現年課税分145万7,000円、2節後期高齢者支援金分現年課税分49万4,000円、3節介護納付金分現年課税分16万8,000円をそれぞれ減額するもので、これは新型コロナウイルス感染症による保険税減免分でございます。減免の対象となるのは収入が30%以上減少した方、失業された方とされています。なお、医療給付費分と後期高齢者支援金分の対象が8名分で介護納付金分が5名分でございます。

次に3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目、1節災害臨時特例補助金127万1,000円を追加するもので、これは新型コロナウイルス感染症による減免額211万9,000円に対する10分の6の割合での補助でございます。

次に5款県支出金、1項県負担金補助金、1目保険給付費交付金、2節特別交付金111万3,000円を追加するもので、これは新型コロナウイルス感染症による減免額211万9,000円に対する10分の4の割合での交付金84万8,000円と保険事業費分26万5,000円の合わせた交付金額でございます。8款、1項、2目、1節繰越金584万円を追加するもので確定による前年度からの繰越

金でございます。

次に7ページをお願いいたします。歳出でございます。3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分につきましては、財源の組み換えでございます。5款、2項保健事業費、1目保健衛生普及費、3節職員手当等26万5,000円を追加するもので会計年度任用職員期末手当分でございます。最後に10款、1項、1目予備費584万円を増額するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） 第67号議案、令和2年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

1ページをお願いします。歳入歳出予算の総額に、それぞれ302万2,000円を追加し、それぞれの総額を1億7,045万2,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。歳入でございます。2款繰入金、1項一般会計繰入金に183万9,000円を追加して1億2,513万6,000円とし、3款諸収入、2項雑入に118万3,000円を追加して558万4,000円とし、歳入総額1億7,045万2,000円とするものでございます。

3ページは歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費に302万2,000円を追加して7,095万4,000円とし歳出総額1億7,045万2,000円とするものでございます。

次はページを飛ばします。6ページをお開きください。歳入について説明でございます。2款繰入金は1項、1目、1節一般会計繰入金に183万9,000円を追加して、1億2,513万6,000円とし3款諸収入、2項雑入は118万3,000円を追加して558万4,000円とするものでございます。雑入は火災保険金でございます。

7ページは歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、2目浄化センター管理費に302万2,000円を追加して、6,625万4,000円とするものでございます。7月の豪雨により浸水被害を受けましたマンホールポンプ場の分電盤等の修繕に係る費用でございます。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） ここで説明の途中ですが、昼食のため休憩をとります。

-----○-----

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（橋永芳政君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

説明の途中でありましたので、これを続行しますが、次の一般質問に備えて退出させました職員を入室させておりますので、報告します。

提案理由の説明を再開します。

福祉課長。

○議長（橋永芳政君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 第68号議案、令和2年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,974万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億1,364万5,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。3款国庫支出金、2項国庫補助金を333万3,000円を追加して1億3,744万9,000円とし、5款県支出金、3項県補助金を6,000円追加して933万2,000円とし、7款繰入金、1項一般会計繰入金に53万5,000円を追加し、2億194万3,000円とし、8款繰越金、1項繰越金に3,244万円を追加して5,244万円とし、9款諸収入、3項雑入に342万9,000円を追加して347万5,000円とし、歳入合計補正額3,974万3,000円を追加して歳入合計を14億1,364万5,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費に105万6,000円を追加して228万2,000円とし、4款地域支援事業費、1項介護予防生活支援サービス事業費に2万6,000円追加し、2,893万4,000円とするもので、3項包括的支援事業任意事業費は財源を組み換え、4項居宅介護支援事業費に1万7,000円を追加して942万1,000円とし4款の地域支援事業費の補正後の合計金額を6,983万9,000円とするものでございます。次に、6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金に2,352万4,000円追加して、2,367万5,000円とし、8款予備費、1項予備費を1,512万円増額して、2,912万4,000円とし、歳出合計補正額3,974万3,000円を増額し、歳出合計を14億1,364万5,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入の内容説明でございます。主なものについて説明させていただきます。3款国庫支出金、2項国庫補助金、4目、1節システム

改修費補助金52万8,000円を追加するもので、これは電算システム改修委託料105万6,000円に対する2分の1での割合での補助金でございます。3款、2項、9目、1節保険者機能強化推進交付金61万8,000円を追加するものでこれは町の介護保険事業への取り組みに対する国からの交付金の追加分でございます。同じく10款、1節介護保険者努力支援交付金217万5,000円を新規で追加するものでこれも機能強化推進交付金と、同じく町の取り組みに対しての交付金で取り組み内容により区別されているものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。7款繰入金、1項、5目、1節一般会計繰入金52万8,000円を追加するものでシステム改修費分の事務費でございます。次に、8款、1項、1目、1節繰越金3,244万円を追加するもので、介護分、包括分の確定による繰越金でございます。9款諸収入、3項雑入、2目、1節過年度収入342万9,000円を追加するもので支払基金からの介護給付費交付金でございます。

8ページをお願いいたします。歳出の内容説明でございます。主なものについて御説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料105万6,000円を追加するもので電算システム改修委託料でございます。

9ページをお願いいたします。6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金、22節償還金及び利子割引料2,340万3,000円を追加するもので、介護給付費国庫負担金返還金2,209万1,000円をはじめ令和元年度精算による介護給付費負担金地域支援事業交付金などの国庫及び県負担金などの返還金でございます。最後に8款、1項、1目予備費1,512万円を増額するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） 第69号議案、令和2年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

1ページをお願いします。歳入歳出予算の総額に、それぞれ121万円を追加し、歳入歳出それぞれの総額を1億3,845万6,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。歳入でございます。5款繰入金は1項一般会計繰入金121万円を追加して4,704万4,000円とし、歳入総額1億3,845万6,000円とするものでございます。

3ページは歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費に121万円を追加し、4,775万5,000円とし、歳出総額1億3,845万6,000円とするも

のでございます。

次はページを飛ばしまして、6ページをお開きください。歳入についての説明でございます。5款繰入金は1項、1目一般会計繰入金に121万円を追加して4,704万4,000円とするものでございます。

7ページは歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の10節需用費に121万円を追加するものでございます。主に向原団地の浄化槽制御盤の修理に係る費用でございます。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 第70号議案、令和2年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ157万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,379万6,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。4款繰越金、1項繰越金に77万9,000円を追加し78万円とし、5款諸収入、2項償還金及び還付加算金に80万円を追加して91万円とし、歳入合計補正額157万9,000円を追加し歳入合計を1億4,379万6,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金に80万円を追加して91万円とし、4款予備費、1項予備費に77万9,000円を追加し、78万5,000円とし、歳出合計補正額157万9,000円を追加し、歳出合計、1億4,379万6,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入の内容説明でございます。4款、1項、1目繰越金、1節繰越金77万9,000円を追加するもので、確定によるものでございます。5款諸収入、2項償還金及び還付加算金、1目、1節保険料還付金80万円を追加するもので、60人分の保険料還付金でございます。

7ページをお願いいたします。歳出の内容説明でございます。3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、22節償還金利子及び割引料80万円を追加するもので、過誤納金還付金でございます。4款、1項、1目予備費77万9,000円を増額するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 第71号議案、字の区域の変更について提案理由及び議案の説明をいたします。平成26年度から事業を開始した県営中山間地域総合整備事業により南関西地区高久野工区の土地改良事業実施に伴い字の区域の変更するものでございます。南関町の区域内の字の区域を変更するには、地方自治法昭和22年法律第67号の第260条第1項の規定により議会の議決を経る必要がありますので、今回提案するものでございます。

今回御提案いたします地域は南関西地区の高久野工区で受益面積が13ヘクタールでございます。大字高久野区域で区画の整備を総合的に実施し、現在換地処分に向かた調整を行っているところでございます。

議案書を御覧ください。変更前の大字字区域変更後の大字字でございます。変更前の大字高久野字前田区域95の1の一部、97の1の一部を大字高久野字四島とするものでございます。大字高久野字後田区域415の1を大字高久野字前田とするものでございます。大字長山字前畑、区域2080の1、2081の1、2082から2085まで、2086の一部、2089、2090の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに2086、2089、2090の1の地先の水路に隣接する道路である公有地の全部を大字高久野字前田とするものでございます。

以上で、高久野工区の字の区域の変更についての提案理由及び議案の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、第72号議案、物品売買契約の締結について、提案理由及び議案の説明をいたします。南関町消防団第一分団1部、5部、第二分団10部、第三分団15部の小型動力消防ポンプ積載車4台の購入について物品売買契約を締結するにあたり予定価格700万円以上の財産の取得については、地方自治法第96条第1項第8号及び議会に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があるためございます。

議案書をお願いします。契約の目的は小型動力消防ポンプ積載車4台の購入、納入の場所は南関町役場。入札の方法は指名競争入札、契約金額は1,622万5,000円、契約の相手方は熊本市中央区菅原町1番25号、三輝物産株式会社、代表取締役、西銘生治。納期は契約締結の日から令和3年3月31日までございます。

以上で、提案理由及び議案の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（橋永芳政君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 第73号議案、定住自立圈形成協定の一部を変更する協定の締結につきまして、提案理由及び変更する協定の内容について御説明いた

します。定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を別紙のとおり大牟田市と締結するものでございます。

提案理由は、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を大牟田市と締結するにあたり、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決に付すべき事件を定める条例第2条第1号の規定により議会の議決を求める必要があるためございます。

次のページを御覧ください。平成25年3月28日付けで大牟田市（甲）と南関町（乙）との間に締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を次のとおり締結するもので、別表第1及び別表第2を次のように改めるものです。まず別表第1、生活機能の強化に係る政策分野。1福祉、取組事項を認知症施策の広域的推進と改め、取組内容等につきましては、別表に記載のとおりでございます。2教育・文化については変更箇所はございません。次のページ3産業振興の下段から次ページにかけた取組事項中小企業の振興につきましては、取組内容「さらに」から以降の文言を追加し甲の役割、乙の役割も「さらに」から以降の文言を追加しております。

次のページを御覧ください。4その他に取組事項とし環境保全活動の推進を新設し、取組内容は環境意識の啓発に連携して取り組み、圏域内の環境意識の向上を図るとともに、CO₂の削減に資する再生可能エネルギーの利用促進等を図ることとしております。

次に、別表第2結びつきやネットワークの強化に係る政策分野。1公共交通の乙の役割に公共交通機関の維持確保の文言を追加しております。2道路等の交通インフラの整備については変更箇所はございません。

次のページの3圏域内外の住民との交流及び住民の移住の促進の取組事項を、地域資源を活かした広域観光の振興と改め、取組内容甲の役割、乙の役割については表に記載のとおりでございます。4他の項目、下段から次ページに記載の取組事項とし、危機管理体制の強化を新設し取組内容は圏域内における災害を想定した実務的な研修や意見交換、大規模感染等発生時における情報共有等の連携を図るなど圏域内の危機管理体制の強化を図ることとしております。

また、同じくその他の項目の取組事項に業務効率化の推進を新設し、取組内容は圏域内での情報交換等を実施し、ICTの活用等による業務効率化の推進を図ることとしております。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（橋永芳政君） 以上で、提案理由の説明を終了します。

-----○-----

日程第26 一般質問

○議長（橋永芳政君） 日程第26、一般質問を行います。

発言の通告がございますので、順次発言を許します。6番議員の質問を許します。

6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） こんにちは。6番議員の井下です。非常に危うい時間帯ですけれども、しっかり質問させていただきたいと思います。

今年6月半ばから7月にかけ熊本県内を襲った豪雨による災害は県南から始まり7月6日にはついにこの南関町においても甚大な被害をもたらしました。また、場所によっては、8日から9日にかけた夜中にも2度目の被災に見舞われたというところもあります。私自身もここまで大きな災害というのはほとんど経験もなく、その水の勢いに恐怖さえ感じたほどで、改めて防災の必要性を思わされました。そこで今回はこの豪雨災害を踏まえたところで、いくつかの質問をさせていただきたいと思います。

まず一つ目は、今回のその豪雨災害について被害情報については各課から報告を受けていますが、その原因について、もちろん例年に比べその雨量の多さにつきますが、そのほかにもいくつか考えられると思いますが、どうでしょうか。あれば考え方を聞かせて欲しいところです。

また、今年このような雨量の雨が降ったということは来年も起こり得ることだと思います。そこで今後に向けた対策などありましたら教えてください。

次に災害後についてですが、このたびは被災ごみの収集所も設けられ、そして土日関係なく受け入れてもらい、その上消毒まで町負担で行ってもらい大いに助かったという声も多く聞かれました。しかし、そこに改善の余地はなかったのか、ボランティアの活動状況も含めて考えがあれば教えてください。

二つ目になりますが、消防団と自主防災組織についてですが、お互いの役割分担と言いますか、相関関係についてお尋ねします。今回もコロナウイルス感染防止のため30分前後の予定としておりますので、提案が主になりますが、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

後は自席にて続けます。

○議長（橋永芳政君） 6番議員の質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤安彦君） 6番、井下忠俊議員の7月6日に発生した豪雨災害についての質問にお答えいたします。

まず、①その要因と今後の対策はについてお答えします。今回の豪雨につきまし

ては、降り始めから51時間の連続雨量が766ミリ、時間最大雨量が63ミリ、最大日雨量が556ミリ、7月6日から14日までの9日間の総雨量が1,072ミリと町の年間総雨量の約半分が9日間で降っておりまして、この間は線状降水帯の発生により時間40ミリを超える豪雨が6時間以上降り続けております。今回の災害の要因は、この線状降水帯の発生による長時間の豪雨に町の山林や河川等が耐えきれなかつたことによるものと考えられます。

今後の対策につきましては、今回の雨量を基にハード的なものでは河川改修や山林や道路等の排水路の整備、ソフト的な面では町の洪水や土砂災害危険区域等のハザードマップの早急な見直しが必要であると考えております。

次に、②の災害後のボランティアを含めた町の対応について尋ねるについてお答えします。町では、災害後直ちに被災家屋等に対する罹災証明書の申請受付事務を開始しましたが、現在までに床上浸水が38件、床下浸水が8件、その他土砂崩れ等が12件申請されております。これに伴い町より床上浸水があった44件に見舞金を交付しております。ボランティア活動につきましては、町社会福祉協議会により防災無線による周知や民生委員による要望調査などを通して、支援を要望された18の被災者宅に対し、土砂の撤去や畳などの災害ごみの搬出、運搬作業などを活動延べ日数10日、延べ件数27件の支援活動を実施しました。

この活動には、町社会福祉協議会職員及び延べ14人の個人ボランティアの協力をいただいたところであります。災害後における家屋等に関する町の対応としましては、まず災害廃棄物の処理として国の災害等廃棄物処理事業に基づき、7月8日より27日までの間で14日間農村広場の駐車場に仮置き場を開設し、回収、処理作業を行い、さらには養鶏場や企業の建屋が土砂により全壊しましたので、その処理作業を実施しております。

また、浸水家屋の防疫として感染症予防事業に基づき消毒作業を8月1日より8月30日までの間で3日間実施しました。農地や農業用施設、河川や町道等の公共施設の被害につきましては、被害報告が1,200件ほど提出され、建設課が現地調査を実施しており林道や山林、農作物等の被害につきましては、経済課で対応しているところです。

最後の③の消防団等自主防災組織について尋ねるについてお答えします。今回の災害におきましては、災害対策本部を設置した時点から消防団への協力を依頼し各地区から被害報告による現地確認や、土のうや防災シートの設置など応急処置を迅速に対応していただきました。また、自主防災組織につきましても、各危険区域の代表者に連絡を取り、情報の伝達や避難援助等の協力をお願いしたところであります。お陰様で本町では甚大な被害が発生したものの、死亡者や重傷者等を出さずに

済んだことは幸いでありました。

以上をお答えしまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。また、詳細については担当課長よりお答えします。

○議長（橋永芳政君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） ありがとうございます。今町長が言われたとおり、やはり何より雨量の多さが一番の災害の原因だったと思いますけれども、そのほかに今言われましたとおりに堰の在り方、もしくはこれまで何度か雨のせいもありまして、川の堆積が泥などの堆積によりはけきれなかった部分も大いな要因ではないかと思います。この辺に関して、その被害の出たところの区長さんからそういった被害報告はあがっていると思いますけれども、そういった河川の泥上げとか泥上げとなる場所によっては堤防も必要だということも聞きましたけれども、そのような要望はあがっていますかね。またそういった計画等は考えられてますでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） ただいまの御質問にお答えします。

河川等につきましては、確かに区長様より堆積土砂のほうを撤去をお願いしますということは何箇所の区長さんからはいただいております。前回の議会でも立山秀喜議員さんより、御指摘いただいております河川につきましては順次計画的にやっているところでございましたが、今回雨のが来てしまいまして、まだできていないところが多数でございます。計画につきましては、河川の廃土につきましては樹木の生えているところの伐採等につきまして、計画的にやろうということで今年度は6カ所程度考えておりました。今のところ1カ所終わったところで今回の豪雨ということで、現実的にはまだ対応ができないところではございますが、その辺りはやろうと改革をしております。改修につきましては、大掛かりになりますので、まだ検討のほうはいたしておりません。

以上でございます。

○議長（橋永芳政君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） わかりました。人間の体も同じように血流が滞れば大変なことになります。河川も同じだと思いますので、あまり結果としてくどくは言いませんけれども、このような雨が降ってこういった災害が出たということは、今回は天災で済んだかもしれませんけれども、何も手をくださないならば来年は同じようなことが起きれば人災になります。

ですから、この1、2年で全てが解決すると到底物理的にも思えませんけれども、特に被害のあった場所とか、先ほども言いましたように防波堤とか必要な場所にはそういうことも検討しながら、地域の被災に遭われたところの人たちの話をよく聞

きながら、どういった対策が今後必要か。そういうのも併せてやっていってもらえばいいかなと思っております。

今先ほど町長から答弁の中にありましたけれども、ハザードマップの早急な見直しということを言われましたけれども、これは今までのような形の災害があった場所に対するハザードマップの作成でしょうか。もし、何か今度新たな形のことが計画されているならお願いします。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤 平君） はい。ハザードマップにつきましては、2日間の想定雨量が約600ミリ程度の雨量で今作成しております。今回、9日間で、1,000ミリを超えておりますので、まず想定雨量の見直しを行って被害地域の区域の選定あたりを行って、もう一つ関川と内田川、それに久井原川が県河川でございますので、県が今その想定浸水域の調査を行っております。関川につきましては、昨年度出来上がっており、あと内田川と久井原川が今年度中にでき得ればそれを基にハザードマップの全体的な見直しを行いたいと考えております。

○議長（橋永芳政君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） 正確なハザードマップができるのを願っておりますけれども、例えば今回の災害においてこの部分が水がはけきれなかったと。そのため結果畑や田まで水が、あるいはまた道路まで冠水してしまったその要因となる場所も必ずあると思いますので、そういったところもある程度色分けしながらでも書いてもらえば、ここの被害が起きたのはここのある程度要因になると、そこまで分かれば、もう少し注意喚起も促すこともできるんじゃないかと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 実際のところ今回の雨量につきましては、それぞれの機能を超えた雨量が降っております。例えば国道443号の中山交差点でございますけど、通常排水路が設けてありますけれども、その排水が想定外でありまして、そこに水がたまって車がつかったというような状況がございました。それに関川の河川改修の予定地区でございますけど、八重丸の堰のところから上流に向かいいますが、大変大きな被害を被っております。それともう1ヵ所、賢木の長山の草村、関川と長山川が合流する時点でそこも冠水して大きな被害が出ております。その辺あたりは特に今後のハザードマップの見直しのときには、地元の意見等を十分入れたところで作成を行いたいと考えております。

○議長（橋永芳政君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） ぜひお願いしたいと思います。なるべくわかりやすくお願

いしたいと思っております。ほかにも、例えば不審者情報と同じように道路冠水や橋が壊れている場合など、今回も帰宅途中につかっているかとか、そういった電話がうちにかなりありました。気が付いた人は誰でも町のホームページにスマホとか携帯で登録できれば、その写真をアップして登録しておけば誰でも共有して見える状態になり、道路状況も把握しやすく、避難をするにしてもできやすいんじゃないかなと思いますので、ぜひ合わせてその現状の災害状況の共有という面で、ぜひ検討してもらうべきだと思っております。

そして二つ目の災害後に入りますけれども、これに関しては2日後には被災ごみの収集所を設置してもらったということにより、本当に助かったという声を先ほど前段にも言いましたけれども、そういう声が多く聞かれております。

しかし、できればもう1日早い開設は無理だったのかということです。自分の家もそうでしたけれども、特に畳は1日で天気になれば虫がわきます。罹災証明書の発行など各種手続申請なども町としてあるかと思いますけれども、衛生面から考えても更なる対応に努めるべきだと思っております。また、ごみの搬入に際して人手が足りないとかといった話は入っておりませんでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 税務住民課長。

○税務住民課長（東田彰夫君） これについてですけど、仮置場を設置しております、そちらのほうで搬入に来られた方より、人手不足に関する話を1、2件聞いたことはございます。地域によりましては、その地域の住民皆さんで協力をしながらごみの処理作業をされたり、また親戚の方の協力であったり知人や関係者の協力を得ながら処理をされていた方などがおられたようではございます。

○議長（橋永芳政君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） やはり人手があるところだけが被災するというわけではありませんので、県南のほうでは行政が条例を変更してでもそういった被災ごみの回収を業者に委託するというところも何箇所か出てきております。そういったところも今後は必要になってくるんじゃないかと思いますので、ぜひ検討してもらいたいと思います。本当に畳1枚にしても濡れてしまえば3、4人で持たなければならぬぐらい重くなります。そういう中からこの必要性を訴えたわけなんですが、今ボランティアの件で町長からも答弁ありましたように私も調べたところ、社協の職員が99名、ボランティアの方14名と聞いておりますが、その登録人数というのは普段はそう必要ないかもしれませんけど、少ないんでしょうかね。これだけで十分とお考えでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） ボランティアの登録者の数についてでございますが、社協

に聞いたところ、これまで登録という形では正式にはとっていませんと。その機会に応じてボランティアの方を募っていたと。今回、ボランティア活動に個人で4名、延べ14人ですけど、実4名の方が今回を機に登録をされたということを聞いております。また、南関町にはボランティア連絡協議会11団体ほどで126名の会がありますけど、これは災害だけのボランティアではなく日常のいろんな活動の中でボランティアを積極的に依頼をされればしていただける方々ということでございますが、この協議会の会員の方々に関しましても今後そういう災害等のボランティアの依頼があれば社協を通じて連絡をし、活動協力をお願いしていきたいということでございます。今議員のほうからありましたように、やはり早急な対応というのは今後も必要でございますので、登録という形を今後、社協と連携をして図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋永芳政君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） そのボランティアの希望者の登録を毎年更新されたらどうでしょうか。そうすればこのような災害がもうないに越したことはありませんけれども、毎年の更新により本当にそこで動ける人、この人数が把握できると思います。もう5年も10年もしてなかつたら逆にボランティアを希望された方がいないかもしれませんし、引っ越しされるかもしれませんし、幽霊会員という方も出てこられると思います。その時点で大変だと思いますけれども、毎年できれば2年に1回でも構いませんから、随時動けるような体制を取ってもらえば、災害が起きてボランティア募ってもそこタイムロスがどうしても出ます。ですから、そういうのをなくすためにもいつでも把握できるような状況で、ボランティアの登録をしてもらいたいなと思っておりますし、またその時利用できるトラック、重機、軽トラでも構いませんけれども、そういう機械類の登録とか、借り入れられる状況なども一緒に把握しどったら、素早い対応ができるんじやないかと思っております。

これから、豪雨だけではなくて、いろんな形の災害が起きることも考えられます。どの災害にしても一瞬です。あっという間です。けれども、後片付けにおいてはその何倍も何十倍も時間もかかりますし、人手も要ります。あくまでどうしても人員確保については今後しっかりと考えてもらいたいと思っております。

最後に、消防団と自主防災組織の件につきましては、今町長から詳しく話がありましたけれども、今回は火災に関してあくまで自分が考えているところは自主防災組織というのは、地元において火災が発生した場合の消防団との後方支援という感じで自分は思っておりましたけれども、そういう考え方でよろしいでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 現在、南関町には自主防災組織が 6 7 組織ございます。実際、地域防災計画の中よりも数的には今回大きなくくりであったところを小さなくくりにして活動しやすいようにしようということで、今 6 7 の組織がございます。その活動の一つとして、今回の災害につきましても、実際に自分たちの命は自分たちで守っていただくというところで、その自主防災組織の活動を今後は更に動きやすいようなところで、いろいろな図上訓練とかを導入しながら指導のほうは行っていきたいと考えておりますけれども、消防団の後方支援というふうな捉え方でも結構だと思います。災害時それから火災のときもこの自主防災組織は動いていただくというところで、それぞれ班分けをしていただいて活動を行っていただいております。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 今の総務課長の答弁に補足しますけれども、実は昨日私もお通夜に出ておりまして、その中でどうしてもお話を聞いてくださいということでおされた方がおられました。それは自主防災組織についてということでお話をされたんですけど、今回の豪雨災害、台風のときにおいても、自主防災組織の体制というか活動が本来の動きができていないんじゃないかということを私にもお話をされました。

ということで、やっぱり自主防災組織、それぞれの組織がきちっとした体系がとれて、そういう活動ができると、行政だけに頼らず、それでの地域一番詳しい方がその地域で活動ができますので、そういう訓練も含めてもう少し自主防災組織の強化を図って欲しいと。そういうことを言わされましたので、自主防災組織につきましては、今井下議員申されましたとおり、後方支援というのも一つの考え方と思いますけれども、やはりそれぞれの地域の特質というかそういったものがありますので、行政だけあるいは消防団とかいろんなそういう組織でわからない部分も、地域の方が詳しい方がおられますので、そういう訓練を強化することによって、これまで以上にそういう災害対策に対応することができると思いますので、そういう訓練の強化等も町もしっかりとしていく必要があるかなと改めて考えさせられたところであります。

○議長（橋永芳政君） 6 番議員。

○6 番議員（井下忠俊君） よくわかりました。今回、災害ではなかなかある程度自主防災組織の見直し、それから訓練、班分け、そういうのも今後検討し直すべきだということはわかります。ただ、今回この質問にあげたのが、地元で火災が起きた場合、今ちょっと前までは 500 名消防団も超えていました。今 400 名前後と聞いております。その中で、今後消防団員も減少を考えられる中で、その中でも自主防

災組織の存在、役割は非常に大きくなってくると思います。

そこで、これは本来可能かどうかわかりませんけれども、ポンプ車の運転はできないのか、もちろんあくまでも地元だけに限りますけれども、というのは火災が発生したとき地元のポンプ小屋のシャッターが降りたままという状態は極力避けたいと思います。ここにおられる方もほとんど消防団としての経験もおありになると思いますが、やはり同じ思いではないだろうかと思っております。もちろん、保険の問題とか助手席の限定とかいろいろあると思います。誰でもいいというわけでもなく登録制にするとか、年1回の講習とかいろんな形があると思いますけれども、現役の消防団の方と話し合いをしながらでも、今後に向けた検討としてこれは全くだめなことですか。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 消防団以外の積載車の運転でございますけど、今のところ消防団の規則の中で、団員並びに消防職員以外は消防車に乗車させてはならないという決まりがございますけれども、この自主防災組織につきましては、災害対策基本法の中で定められた自主防災組織でありますので、その辺を含めたところで今後検討していきたいと考えております。

○議長（橋永芳政君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） そうですね。好き好んでポンプ車を運転したいとそういう思いでは全くないんですけども、これはすぐにはできないとは思います。ただ、火事の現場において、当事者の方は慌てて不安がっておろおろされます。そのとき、団員がいなくて車が出せない、例えばまた二人そろわないから車が出せない。そういう状況のときに、自主防災組織で登録した方が、現場までポンプ車もちろん地元に限りますけど、現場までポンプ車を動かし給水管を付けて、消防団がくればすぐ消火活動ができる。そこまでの状況を手助けできれば、その1分でも1秒でも早い対応ができるんではないかと思います。その普段は務められた状態で南関におられない団員の方も今多くおられます。今後そういう状況が今後ますます加速していくと思いますので、これは一つの検討課題として捉えておいてもらいたいと思います。

最後に、一つ尋ねますけど、今年度から区長制度が変わりましたけれども、消防団の活動はこれまで通り区長さんの了承把握でよろしいでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 消防団の活動につきましては、例えば区に区長さんに要請されて消防団が動くというふうなところはこれまでと変わりはございません。

○議長（橋永芳政君） 6番議員。

○ 6番議員（井下忠俊君） わかりました。ありがとうございます。今度区長さんに新たになられた方が、今度災害のときに初めてのこととぽつと言われて、自分がそこまで判断していいのだろうかそういう区長さんもおられましたので、そのところをしっかりと区長さんたちにも連携持つてもらえればと思っております。

まとめに入ります。近年、大気温度の上昇が原因とみられる中、各地で予想を上回る被害をもたらす災害が発生しています。もちろん起こらないことに越したことはありませんけれども、これから本格的な台風シーズン。もうすでに10号が恐ろしいような勢いで通り過ぎましたけれども、そういった台風ももちろんですが、渦流となった水は本当に恐ろしいものです。今各地で想定外と言われる災害が多数起こっております。これはあくまで想定外だから予防はできていなかったということであり、これを想定内と言えるような対処をしておけば、災害も最小限度で防げるのではないかと思っております。ハード面にとらわれずソフト面も含め、改善または改良できるところはぜひ進めてもらい、少しでも安心できる環境を作つて欲しいと思っております。ぜひこれは喫緊の課題として検討していってもらいたいと思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。どうもお疲れでした。

○議長（橋永芳政君） 以上で、6番議員の一般質問は終了しました。

ここで、10分間の休憩を行います。

—————○—————

休憩 午後1時54分

再開 午後2時04分

—————○—————

○議長（橋永芳政君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問の途中でありましたので、これを続行します。

続いて、11番議員の質問を許します。

11番議員。

○ 11番議員（境田敏高君） こんにちは。11番議員の境田です。一般質問する前に、7月の豪雨災害により被災されました皆様に、心からお見舞い申し上げます。1日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。また、先日の特別警報級と警戒されました台風10号では、我が町には大きな被害は出ませんでしたが、台風シーズンは今後もしばらく続きます。自身と大切な人の命を守る行動を心がけたいものです。

それでは、一般質間に移ります。今回の一般質問は、一般質問への対応についてです。私たち議員は、住民の代表であることは言うまでもありません。議員は常に住民の中に飛び込んで、住民の声、特に弱者の声、声なき声や知恵をつかみ、それ

を議員の声、知恵として議員活動に取り組まねばなりません。議員が質問したまた提案した事案はこうしたこつこつと声を聞き、蓄え下積みされております。住民の声が改善され実行されなければ価値がありません。町行政は議会と執行機関の両者の協同で進まれております。首長には執行権、議会には議決権が与えられ相互にその権限を均衡する二元代表制になっております。

しかし、実態は首長に再議権や専決処分権など与えられており、首長有利となっています。議会の権限や役割を少しでも充実させ二元代表制を機能させるための一つとして、一般質問において議員も提案しております。すぐに施策に生かされるものもあります。しかし、中には何も示されないものもあります。町長などが検討しますと答弁した事案はどのように進んでいるのか。どのような対応、対策をとっているのかなどを住民に知らせなければなりません。一般質問は住民の声を施策に活かし、行政の進展、地域の振興発展の実現をするための質問であるからです。今私たちの議会、議員活動に対して住民から向けられている目には厳しいものがあります。気概と危機感を持ち、住民のための議員活動を行い、住民に開かれた議会、住民の声を行政に反映する努力を貫ける議会にするために、各議員は奮闘しております。しかし、住民にはこの活動が、行いが見えない、伝わらないものがあります。二元代表制を機能させる努力として、一般質問に執行部が検討しますなどという趣旨の答弁をしたものについて、その対応、進捗状況を議会に書面で報告すべきです。それを元に議会だより、広報等で公表すれば議員、議会活動が見えます。また、執行部の取り組みも住民の方々から大いに評価されます。その点からも検討しますなどの答弁した事案は期間を定め示すべきです。

そこで、一般質問への対応について町長、教育長が検討しますなどと答弁した事項は、その後どのように対応しているのかお尋ねします。

この後の質問は、自席で行いますので、よろしくお願いします。

○議長（橋永芳政君） 11番議員の質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤安彦君） 11番、境田敏高議員の一般質問への対応について町長、教育長が検討しますなどと答弁した事項は、その後どのように対応しているのか尋ねるの質問にお答えいたします。

これまでの一般質問の中で検討しますと答弁いたしました案件につきましては、議会後担当部署にその案件の内容について様々な観点から予算を含め実現可能かを検討させ、共に協議を行っているところであります。案件によりましては、短期間で対応できるもの、対応に時間がかかるもの、対応できないもの等があります。すでに対応ができているもの、現在も検討しているもの、対応ができないものについ

ての議会への報告は、現在はできていないのが実情でございます。

今後は、議会終了後にも課長等会議を開催し課題の抽出を行い、検討、協議を行った上で、議会全員協議会等で報告ができるよう取り組んで参りたいと思います。

以上、お答えしまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。また詳細については担当課長よりお答えします。

○議長（橋永芳政君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） はい。11番、境田敏高議員の一般質問への対応についてお答えいたします。

まず、教育委員会関係の一般質問については、6月、9月、12月、3月の定例教育委員会の議題の一つとして、質問と答弁の概要等を報告し、内容によっては委員の方々に御意見をいただいたところでございます。そして、年度末3月の町の総合教育会議では、町教育大綱に示された学校教育、生涯学習、文化振興の重点取り組み等の検証として、当該年度の教員委員会事業との取り組みと、評価を位置付けまして、成果と課題のほか議会での質問時期や内容も見える協議資料を提示して会議に臨んでいるところです。これは平成30年6月議会での境田議員の町の業務委託について、委託の検証、評価の取り組みはという一般質問の中で、事業を実施しながら見えてくる新たな課題についても明らかにし、随時改善を図るとともに年度末には総括的な検証評価を実施することが大切であると自分自身答弁したことから始めたところでございます。

現在もこの方法で業務の進行、管理に努めていますが、これまで答弁に沿った対応ができていない案件がいくつもありまして、その責任の重さ、そして議会対応の難しさを痛感する日々でございます。

以上、お答えしましてこの後の御質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。また、詳細については課長よりお答えします。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 再質間に移ります。全員議員が提案事項等に対しての検討課題は、私はたくさん多数あると思います。例えば、私だけでも子どものかばんの重さ等では調査していない各学校の対応等を注視していくことでした。今でも重い荷物を抱えて通学しております。また、利害関係にある業者との接し方マニュアル、公契約条例、店舗リフォーム交付金制度などです。

今回は、南関町でも新型コロナウイルス感染者が確認された影響で、時間短縮が打ち出されましたので、一つ一つの進捗状況はここでは聞いません。町長、教育長は検討しますなどと答弁した検討課題などは、先ほど執行機関で協議の上対応しているとの答弁でしたが、この取り組みは定期的に審議、また協議されているのかお

尋ねします。

私からもう一つ協議されているなら当然議事録があるとは思いますが、いかがですかね。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 先ほどの町長の答弁にもありましたように、一度担当課で検討を行いまして、その後町長と協議を行い、どのように対応するかを検討行っているところでございます。協議の内容につきましては、担当課で記録を取っております。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 定期的にちょっと質問したんですけど、定期的にされているんですかね。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 今のところは、定期的というよりも議会後にその案件について検討を行っている次第でございます。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 課長が移動の場合、申し送りなど行われているかの問い合わせに、これは立山秀喜議員が議員の質問では文章口頭で行っているとの答弁がなされております。各議員の検討事案の所轄課、これも同じ申し送りしているのか伺います。もう一つついでに、その案件は所轄の案件は職員さんたちが把握しているのかこの2点をお尋ねします。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 検討課題につきましては、当然担当課で検討を行いますので、その担当職員を入れて協議を行っております。それから当然のこと、課長それから担当職員についても引き継ぎについては、引継書の中に記載するようにしております。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） そこの課を出る場合は、所轄の職員さんたちもある程度把握されていると理解してよろしいんですね、はい。

私たち議員は、一生懸命努力して原稿を作成し、この議場に立ちます。これに対して先ほど議案は長いのはありますけど、それに対して執行部はどのような気持ちで私は一般質問をお聞きになられてるのかなと思って質問しますけど、今日は先ほど言いました時間短縮を打ち出されておりませんので、本当は一人一人聞きたいんですけど、代表してよろしければ三役にお答えお願いしたいんですけど。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 議員の皆様方の一般質問は町民の皆様の声、そしていろんな活動、そういういろいろな要望等もありまして、そういうしたものも一般質問としてされますので、真剣な質問であると当然受け止めておりますので、私どもも真剣な考え方、答弁ができるようにと考えております。

○議長（橋永芳政君） 副町長。

○副町長（大木義隆君） 私は、課長それから昨年から副町長ということで、職責が段々と重くなってきております。やはり、当事者感がないときがあったかもしれません、やはり管理職等になりますとこの場に出でますと、皆様方の声というのを今町長が申しました通り、住民の方の声ということでございますので、それまでは直感的な判断をしていたときも昔はございましたが、管理職になってからはどうやつたらできるだろうかということを考えながらお聞きするようにしております。

以上です。

○議長（橋永芳政君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） はい。年間4回町議会開催されます。その都度、教育委員会のほう質問いただいておりますので、その質問について事前勉強と言いますか、いろんな下調べをしながら特にうまく答えられるという部分で、どんなふうな答えができるか、予算面あたりを絡めながらそういうところを含めながら、今やっている事柄か、あるいは今後やっていく必要がある事柄か、そういうところを見極めながらしっかりと聞き逃さないようなところで緊張感を持ってお聞きしているところでございます。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 真剣にと緊張感を持ってお聞きになられているみたいですが、やはりなぜこれを言うかというと、やはり質問をしても長く何一つ示されない点があるからこういうことをお聞きしたんです。確かに分かっているんですよ、真剣は。ただ、伝わってこない部分もあるからお聞きしたわけです。一般質問は、議員個人の私的な質問ではなく、住民の代表者として住民の中に溶け込み、冒頭で言いましたこつこつと声を聞き、蓄え、下積みをしての質問です。提案です。住民の声です。その提案に対して検討がなされるとともに、その後そのままになっているのがあるのかなて。もしあればブランクは長いもので何年あるかちょっとお聞きしますけど。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 実際、数えたらかなりの数がございます。これを機に今回もすでに検討しますという回答をしておりますけれども、議会後、各課長会等開いて、検討課題を抽出してできれば直近の全協あたりで説明ができればと考えている

ところでございます。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 確かに、調査検討するのに時間要するものもあるかもしれませんのが、実際できないことはその理由と先ほど町長も言わされましたけど、明確な答弁があれば私はそれでいいと思います。それから、またそれを改善、解消するためにまた議論し、煮詰めればいいと思います。まずどのように進んでいるかが見えるようにすべきです。議会一般質問への対応状況として質問の要旨、答弁の要旨、現在の対応状況等を設け対応済みの案件、検討中の案件などを公表すべきと思います。

冒頭での答弁では、全協で報告できるようにしたいと思っているとのことでしたので、期待しておりますが、これも私はもう一つ南関ホームページにも配信すべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 今のところホームページのほうの掲載は考えておりませんけれども、議会報告の中で恐らく議員が申されたように解決できたもの、それから検討中であるもの、それから今後ちょっと難しいものとかですね。あたりについてまずは全協あたりで説明をさせていただいたあとでということで考えております。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） はい、ぜひお願いします。冒頭でも言いましたが住民の声を活かせるように一般質問を行っております。執行部が答弁した検討結果、本当に見えない、見えにくいものがあります。また時間を要するものもあります。そういう場合は何度も言いますけど、進捗状況を議会に書面で報告すべきです。これを基に議会だより広報で公表すれば、私たち議員の活動も見られますけど、執行部の取り組みも本当に住民の方々から大いに評価されます。

ところで、この議会一般質問への対応状況ですが、県内自治体の取り組みはどうのようになっておりますかね。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 他の町も当町とあまり変わらない状況でございましたけれども、すぐそばでは隣の和水町は議会後課長会で協議を行って、その後議会に報告をしているというところで伺っております。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） この県内では和水町だけですかね。報告を出しているのは。私がちょっとインターネット見たんですけど、大津のほうでもインターネットでは載ってるんですけど、把握されておりませんか。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤 平君） すいません。私が調査したのは、近隣の町村のみでござります。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 質問で県内というたものですから、わかりました。

冒頭でも言いましたが、私たち議員は住民の声を少しでも活かすため一般質問をしております。住民あっての議会です。行政です。住民は答えを待っております。今回の質問に対して、先ほど町長取り組みたいと思っていますとの答弁だと思いますけど、思うだけでは検討しますと私は同じと思います。はっきりと私は町民のために取り組みますと答弁すべきだと思いますけど、この問題に対して。

いかがですか、町長。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい。今回も含めですけど、一般質問に対しまして私はその場に追われて検討しますとか、本当に検討する意思がないのに検討しますということ、そういうふうな思いでいたことは一度もございません。

ということで、現在検討しているもの、これからするものいろんなものがありますけれども、冒頭の答弁で申しましたとおり、議会後にしっかりと担当課も含めて検討をして、次の全員協議会であるとか、近いそういった全協あたりで報告をさせていただきます。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） はい。十分な答弁ありがとうございます。答えもらえましたので、私もまとめに入ります。

以前、検討しますはしないと同じです。と一般質問で同僚の鶴地議員が言われたと思いますが、そう思われないためにもまた厳しいかもしれません、住民の声をいつまでも取り上げないと無視していると思われ、住民は我々はいらないんだと思われるかもしれません。一抜けた、二抜けたと町を出て行かれては、町は衰退します。引いては消滅自治体になります。ましてや行政改革で職員の提案制度の導入や住民の信頼に応えるため開かれた町政を推進しなければなりませんとうたっています。また、住民の視点に立った情報下で行政情報を積極的に発信することにより説明責任を果たすことを図りますと早くからこれも行政改革の中でうたっています。議員も同じです。住民に信頼されるように提案もしております。行政のチェックだけではありません。住民あっての私たちです。立場が違いますが、基本は住民の福祉向上の上に立って私たちも活動しております。それを思えば先ほど対応すると言われましたので、非常に感銘を受けております。検討事項は検証し、公

表し、見える化を進め住民に信頼される行政を行い、安心して住めるようにすべきです。

これで私の一般質問を終わります。どうも。

○議長（橋永芳政君） 以上で、11番議員の一般質問は終了しました。

続いて、3番議員の質問を許します。

3番議員。

○3番議員（中村正雄君） 皆さん、こんにちは。3番議員の中村です。

今回の質問は気候変動による短時間豪雨に対応する災害対策の見直しについて行います。

地球温暖化と思われる気候変動の影響が身近に発生するようになってきました。従来の延長のままでは甚大な被害が毎年続くことが懸念されています。7月豪雨の経験を元に同等以上の線状降水帯や台風などがきても町民が安心できる防災対策の見直しについて質問を行います。

一つ根本的な降水対策。二つすぐに着手できる災害対策。三つ防災無線デジタル化で素早く広い情報の入手と発信機能付加、四つ地球温暖化対策へ町としての取り組み見直し。以上、4点です。

以後は自席にて質問いたします。

○議長（橋永芳政君） 3番議員の質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤安彦君） 3番、中村正雄議員の気候変動による短時間豪雨に対応する災害対策の見直しについて。地球温暖化と思われる気候変動の影響が身近に発生するようになってきた。従来の延長のままでは甚大な被害が毎年続くことが懸念される。7月豪雨の経験を元に同規模以上の線状降水帯や台風などがきても町民が安心できる防災対策の見直しを問うの質問にお答えいたします。

まず、①の根本的な治水対策についてお答えします。南関町におきましては、二つの主要河川に雨水等を放流しております。一つは国が管理している菊池川へ流れ込む内田川と、もう一つが大牟田諏訪川へ繋がる関川であります。どちらも県河川ですが、菊池川については令和2年度菊池川流域治水協議会の幹事会で国土交通省九州地方整備局が計画的に河川整備や河川掘削を進めてきたことと、上流側の竜門ダムの防災操作により、浸水被害等の低減に役立ったという報告がなされております。本町の内田川も圃場整備と合わせて河川改修が進んでいることもあり、今回の豪雨でも何とか持ちこたえられた感があります。

一方関川につきましては、熊本県の河川整備の遅れもあり至る所で浸水被害が発生しております。このことにより本流の県河川関川の河川改修を早期に進めていた

だくよう要望するとともに、関川水系の琵琶瀬川の河川改修も併せてお願ひしているところであります。また、今回は降水量が過去最大を更新していることから今後河川の拡幅や堤防のかさ上げも要望していく必要があると考えております。

次に、②のすぐに着手すべき災害対策についてお答えします。今回の災害につきましては、井下議員の質問の中でもお答えしましたように、これまでの経験値をはるかに超える大雨となりました。現在、町の洪水ハザードマップは、2日間で530ミリの大が降った場合の浸水想定を行っておりますが、これを早急に見直し町民の皆様にお示しすることが第一番の対策だと考えております。

次に、各地区で結成していただいている自主防災組織の防災訓練や図上訓練の確実な実施をお願いし、災害が発生した場合の連絡体制の確立、迅速な避難行動の実施、避難路の確保、避難に援助が必要な人の支援体制の確立等を行っていただき、実際に災害が発生したときに対応できるように備えていただくことが必要だと考えております。

また、先ほども述べましたが、今回の大で特に被害の大きかった関川の河川改修や国道443号線の中山交差点の浸水対策。県道荒尾・南関線の長山草村付近の浸水対策につきましては、すでに県選出国会議員や県議の皆様にも現地を確認いたしております。県にも早急な対応を求めているところであります。

次に、③の防災無線デジタル化で、素早く広い情報の入手と発信機能付加についてお答えします。現在、計画中の防災行政無線デジタル化につきましては、まず初めに確実に町民の皆様に情報の伝達ができる基本に本体整備を行い、これにスマホアプリを連携させて、住民の皆様からの幅広い情報の収集や様々な発信ができるような機能を付加し、災害時はもとより日常的に使える防災無線の整備を行いたいと考えております。

最後に、④の地球温暖化対策へ町としての取り組み見直しについてお答えします。町では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成14年度に南関町役場地球温暖化対策実行計画書を策定し、町の事務事業に関し節電やエコドライブ等を行うことで温室効果ガスの排出の抑制を行う取り組みを行っております。おおむね5年ごとに計画の見直しを行い、令和5年度に平成29年度比5%削減を目標としております。

また、平成27年度に世界的な取り組みとして気候変動枠組条約締約国会議COP21において、パリ協定が採択され地球の気温上昇を抑えるため世界各国が温暖化対策を推進することとされ、これに伴い日本においても国民運動クールチョイス、温暖化対策のために賢い選択を行うとして取り組みが開始され、南関町におきましても平成28年度にこの運動に熊本県内では第1号として賛同し、6つの取り組み

を柱とした南関町クールチョイス宣言を行い、町内企業や住民を対象とした平成28年度から平成32年度、令和2年度までの5カ年を期間とした地球温暖化対策実行計画の区域施策編を作成しました。平成29年度に保存版南関町民の賢い選択ノートの冊子を作成し、町内の全世帯や事業所に配布しております。その中で現在、家庭の廃食油を回収してバイオディーゼル燃料に精製し、本町の廃棄物回収車両の燃料として利用する取り組みを行っております。この計画期間が今年度までとなつており計画の進捗状況等必要に応じ見直しを行うこととなっていますので、今後実施状況等の精査を行い、検討して参りたいと考えているところであります。

以上、お答えして、この後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。また詳細については担当課長よりお答えします。

○議長（橋永芳政君） 3番議員。

○3番議員（中村正雄君） はい、ありがとうございました。このテーマは非常に幅広い領域、また内容を含んでいると思いますので、追加質問については今回時間もないでの、全域、全部のことというよりはすぐにできるもの、すぐに効果が出るようなものについて限定して追加質問をさせていただきたいと思います。

また、今町長の答弁もありましたが、長期的なものと短期的なものがありますし、先ほどから出でますハード的なものソフト的なものがあると思います。もちろん並行して進めるべきだと思うんですけども、今回は先ほど言いましたとおりすぐできる効果がでやすいということでソフト面の情報について追加の質問をしたいと思います。

まず一つは、これも井下議員のほうからも出ましたけども、ハザードマップについてまずは行いたいと思います。現在、南関町のハザードマップは平成30年の3月に発行されています。ちょっと質問したかったのは、降雨量の条件を聞いたかったんですが、先ほど回答がでまして2日間で600ミリですかという降雨条件で作られていると回答されていましたけれども、平成30年に作られたハザードマップにその条件が載ってないんですけども、どうしてなんでしょうか。私、近郊のものを含めほかのところもいろいろ見たんですけども、大体載ってるんですよね。この条件が載ってるんですけども、南関町のやつだけ載ってないのは何か理由があるんでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤 平君） はい。平成30年度に出しておりますハザードマップにつきましては、ゼンリン図の中におとしたハザードマップでございます。実際はそれ以前に、南関町洪水ハザードマップ、関川、内田川、久井原川浸水想定区域図というのを作成して、これを全戸のほうに配布しております。その中に、この地図につ

いてはおおむね 100 年に 1 回程度に起こる大雨 2 日間総雨量 530 ミリを想定したということで記載をしております。この作成する際にも関川、内田川、久井原川につきましては、県河川でございますので、県の浸水想定図を基に作成を行っております。

○議長（橋永芳政君） 3 番議員。

○3 番議員（中村正雄君） 何でこの質問をしたかというと、2015 年、平成 27 年ですね、発行される 3 年前に国土省ですかね、水防法が改正されて新基準が御存じだと思いますけども、1,000 年に 1 度程度の想定し得る最低規模の降雨量、これに改正していってくださいというのが出ているんですね。これから 3 年も経っているのにどうして古い基準、今のこれは古い基準ですよね。ですから、世の中には全国の市町村がハザードマップを発行しているんですけども、新しい基準の 1,000 年に 1 回というものと、古い基準の大体 100 年に 1 回だと思うんですけども、100 年に 1 回の基準のものが混在しているんですね。国土交通省が発表しているのが、今 42% が新しいものに変わっていると。ですからまだ半分以上は古い基準のままになっているので、早くその作業を急いで欲しいというのが国土交通省から出ているものなんですね。

それで、近郊市町村の状況を調べてみました。平成 27 年に改正しているんですけども、荒尾市は一つ前の年に出しますけど、古い基準で出てました。それから 2 年後の山鹿市はこれは新しい基準で出てきます。同じ年の長洲が平成 29 年に出ているんですけども、これは古い基準で発行されました。ただ、古い基準ですよという 30 年に一度発生するというふうに古い基準のをちゃんと明記されました。次の年の平成 30 年が南関町ですけれども、これは何も書いてありませんでした。次の年の平成 31 年に和水町ですけれども、これは新しい基準です。そして、今年玉名市は改訂版ということで新しい基準のものが発行されていました。どうしてこれ繰り返しになりますけれども、南関町は書いてないし古い基準のままで発行されたんでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 実際にゼンリン図におきましてのハザードマップを作成する時点では、もう新基準が出ておりますけれども、ただ熊本県内でも県の河川の存在する部分で、県が見直しを行った後にハザードマップを作成しているところが、それによらないで独自に作成しているところがございます。南関町にあります関川につきましては、県は昨年、想定浸水想定区域を作成しておりますので、南関町はそれが出てから新しい基準に基づいたハザードマップを作成することとしております。ゼンリンマップのほうにその基準を記載していなかったのは、大変申し訳ない

ことだと思っております。

○議長（橋永芳政君） 3番議員。

○3番議員（中村正雄君） このニュースは皆さん聞かれたと思うんですけども、7月豪雨で入居者が14人犠牲になった球磨村の特別養護老人ホーム千寿園の付近ですけども、これは古い基準、要は南関町と同じ古い基準のハザードマップでは浸水が見込まれない地域なんですね。印が全く出ていない。ところが、新しい基準の平成17年の基準で作ったものは10mから20mの浸水がありますというような結果が出ると。庁舎建設委員会でもこの話題が出まして、関川の横にあるんだけれども大丈夫かという意見が私もしましたし、ほかの方からも何人かありました。当時町の教育課から100年に一度における降水量だから大丈夫ですと、そういうデータがあるから大丈夫ですというふうに言われたんですけども、新基準の1,000年に1回の想定し得る基準でだったらば、どうなるんでしょうかね。これは算出しないとわからないと思いますので、回答は求めません。それでそういう意味で早く新基準で作ってもらいたいんですけど、今回の補正予算にため池ハザードマップの予算が計上されているんですけども、これはこちらに替えることというのはできるんでしょうか。この降水量の新基準にそのくらいこちらのほうが優先すべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 現在、関川水系の洪水浸水想定区域図というのは昨年策定されておりますので、今回町のホームページのほうに掲載しておりますけど、新しい浸水域の図面はございます。それで、ある程度の判断はできるところでございますけど、これを総合的なハザードマップに反映させるために、実際あと内田川と久井原川についての浸水想定区域の想定が県が出しちゃうと、町のほうは作成を行いたいと考えておりますし、もう一つ以前のハザードマップを作成した時点では町の町図におきまして高さを持ったデータを持っておりませんでした。今回、町の高さを持ったデータ地図を作成しておりますので、その地図を基に降水が例えれば1,000年に1度の雨量で2日間で1,000ミリ以上降った場合のシミュレーション等はできますので、そこは進めていきたいと思いますけども、先ほど申された今経済課で計画しております事業を町の洪水ハザードマップの事業に切り替えるということは今のところはできないと考えております。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤 平君） もう一つ、ため池ハザードマップの作成につきましては、100%補助ということで行っておりますので、町のハザードマップを作成する際は、今町のほうで基金として積み立てております震災の部分の基金のほうを利用し

て作成したいというふうに考えております。

○議長（橋永芳政君） 3番議員。

○3番議員（中村正雄君） はい、わかりました。何しろ急いでもらったほうがいいと思うので、わかっている情報があるんだったら部分的でもいいから発表してもらいたいなというふうに思います。

それと、今回の7月豪雨の被害状況のマップを作ること自身をハザードマップに変わる新基準のハザードマップのつなぎとして、ここの地域が床下・床上浸水地域だよとかそういうハザードマップ直接データとは違いますけれども、被害状況のマップをまず配ってもらえば同じような意味合いで、その地域の人たちの危機意識とか準備意識が高まると思いますのでそれも合わせて進めてもらいたいと思います。

それからもう一つは防災無線のほうです。防災無線のほうは先ほど調査ありましたけれども、まず一つ先に聞きたいのは今までの情報量が何しろ南関町非常に少ないんですよね。ちょっと私集計取ってみまして、愛情ねっとで一番身近な台風10号に関する発信が、9月3日から7日まで各市町村で出てるんですけれども、それをカウントしてみました。大牟田市が49、荒尾市が27、長洲町は19、そして南関町は5です、5。

それからホームページをちょっと調べてみました。これは台風情報だけじゃなくて、いろんな情報がどれだけ発信されているかということで、9月1日から7日までの何通新着情報が出ているかというのを調べてみたら、大牟田市が49、荒尾市34、長洲が23、南関町は16です。

SNSツイッターは大牟田市災害等緊急情報という公式なツイッターが出てますし、大牟田消防団というのも出ています。それからフェイスブックは大牟田市ニュースというのがやっぱり出ております。

聞きたいのは、どうして南関町は情報の発信量が少ないので、これは原因をつかまれているんでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤 平君） すいません。ちょっと最後の言葉が聞き取れなかった、すいません。

○3番議員（中村正雄君） 最後はそんなに重要じゃなかったんですけど。

○総務課長（古澤 平君） 情報の発信量が少ないとということですね。大変反省しているところがございます。通常ですね、愛情ねっとにも入っておりますので、情報は絶えず発信はできる状況でございますけど、今大牟田市、荒尾市あたりは防災行政無線がございません。それで一つ利用しているのがFMたんとの防災情報等がございますけれども、南関町につきましては、ほとんどの情報は防災行政無線の直接

の放送で行っていますので、その辺で少しスマホとかほかにＳＮＳとかそちらのほうで情報発信が遅れているとは認識はしております。

○議長（橋永芳政君） 3番議員。

○3番議員（中村正雄君） あまり原因が明確に受け止められなかつたんですけども、少ないというのは認識されているようなので、何で少ないのかなという原因を組織上の問題なのか、担当者の問題なのかそういうところをきちっとつかんでもらいたいなというふうに思つてます。

そういう状況下の中で、これから防災無線のデジタル化がすでに検討を始められているんですけども、やはりスマホアプリ、町独自のスマホアプリがこれから一番の主要な情報伝達になってくると思いますけれども、これも7月豪雨なんですが、7月豪雨で南関町の町民の方が本当に欲しい情報と思われるものは、どこで一番流れてたというふうに思われますか。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 先ほどの質問がちょっと不明瞭であるということでしたので、もう1ぺん申し上げますけれども、南関町については町が整備している防災行政無線でほとんどの情報の伝達を行っているところでございます。

ただ、あの質問にございましたように、今現在、実際に防災行政無線の戸別受信機で聞かれている方と、それ以外の例えばスマホを持ってある方はスマホ上で情報を得られていると、それが荒尾、大牟田市、みやまについては、特にFMたんとあたりでメッセージ情報が流れると。そのメッセージ情報がほかのＳＮＳと連動して流れているということで、かなりその辺の量が変わってきていると思います。

今、南関町の防災行政無線で今調査を行つたところ、これは以前から防災行政無線をデジタル化しますのでということで、昨年ぐらいですかね。2年ぐらい前に実際アンケート調査を行つております。その後に広報誌の中で、デジタル化についてのある程度の説明を行つておりますけれども、その中で今回緊急に各家庭に戸別受信機が必要か、それとスマホアプリが必要かということで調査を行いました。回収がまだ100%ではございませんけれども、戸別受信機はやはり必要だというの今大体77%ぐらいございます。

そういうところから考慮いたしますと南関町ではある程度戸別受信機から情報を得られている。これが災害のみならず、ほかの行政情報等も流れておりますので、やはり聞かれている人はかなり聞かれているなど。ただ、若い人についてが戸別受信機がちょっと弱いなというところで、今回戸別受信機とスマホアプリを両面から整備しようということで計画を立てております。

○議長（橋永芳政君） 3番議員。

○3番議員（中村正雄君） その話はわかりました。その後に質問した件はいかがですか。もう1回言います。7月豪雨で南関町町民が本当に欲しいと思われる情報は、どこで一番多く流れてたいでしようかという。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 7月豪雨で流れている情報で住民の方が一番必要とされている情報は。

○3番議員（中村正雄君） どこと思われますか。

○総務課長（古澤 平君） 当然スマホあたりで町のほうも緊急放送で流しておりますので、そちらのほうでキャッチできておればというふうに思っております。

○議長（橋永芳政君） 3番議員。

○3番議員（中村正雄君） 今おっしゃられているとおりSNSなんですね。フェイスブック、ツイッターですごい情報が流れてるんですよね。先ほどから出ている関川の水量アップとか中山交差点がああいうふうになってるとか、動画画像、それからコメントですね、今ここ上内崎が全面通行止めだよとか、すごい早い情報が集まって流れてるんですよね。この情報を活かすべきだと思うんですよね。

それで、今スマホアプリに、こういう情報が町の独自のスマホアプリに町民からの情報、動画とかがちゃんと受け入れられるアプリがすでに出てるのは御存じだと思いますけども、そういうのをぜひ情報発信、先ほど言われました大牟田、荒尾は結局「たんと」の情報源があるからそれを流されていう情報源がどこかをちゃんと確保するべきだと思うんですよね。そのためには南関町の場合には住民の方がそれだけのことを7月豪雨でもやられているわけですから、その情報をぜひ町に送ってくださいというような仕組みをすれば、そうすると町民の皆さんも町のアプリに見に行けば行政からの情報も流れているし、町民さんからの投稿もあそこに集まっていると、そうすると余計そこに集中があるし、投稿も増えていくといいサイクルが流れていくと思います。そういうところをぜひ検討していただきたいと思います。

それともう一つは、テレビの世界でも大体今言いましたように、貴重な情報と言うのは視聴者から提供されたものですというのが結構流れますよね。それと同じような意味合いだと思いますし、もう一つはテレビの世界でよくあるのは防犯カメラの画像ですね。それと同じような観点で、防災無線のことを考えると定点カメラ、ライブカメラですね、今南関高校前の関川に1台、あれ県がやっているんじゃないかと思うんですけども、県あそこでずっと今どうなっているかというのは見られますがね。そういうのをある程度町の中で皆さんのが注目する、例えば中山交差点がどうなっているかとか、主要な所を何点か定点カメラをすれば、皆さんも自分の避難の準備とか、そういうことに非常に役立つと思いますけども、その2点町民の方か

ら投稿できるアプリについてと、それから定点カメラをアプリの中に入れるというその2点はどう考えられてますか。

○議長（橋永芳政君） ここで、一般質問の途中ですが、10分間の休憩を行います。

休憩 午後2時59分

再開 午後3時09分

○議長（橋永芳政君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問の途中でありましたので、これを続行します。

総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 先ほどの中村議員の御質問でございますけど、今回防災行政無線のデジタル化に伴いまして、防災アプリを導入する計画でございます。その中身につきましては、まだ今検討の余地がございますので、先ほど言わされましたように、いろいろな情報が得られるような防災アプリの充実ですね。それからもう1点、あとで述べられました危険箇所のカメラを設置してウェブカメラあたりを設置して、監視ができるような体制も予算の範囲内で検討させていただきたいと考えております。

○議長（橋永芳政君） 3番議員。

○3番議員（中村正雄君） ぜひ強く検討していただくようにお願いします。

最後になりますけれども、今から私ちょっと懸念していることが一つ大きくありますて、それはプロポーザル、どういう形でやられるかまだ聞いてないんですけども、単純に予算が何億円だ、南関町にあった防災無線を提案してくださいという公募しても今までずっと私が話していたようなそういう内容は出てこない可能性があるのかなというふうにちょっと懸念しているんですよね。どうしてかと言うと、今防災無線のメーカーというのは、従来からアナログ時代からやってきたメーカーがそのままデジタル化して、どんどん電機メーカーと無線会社的な所、南関町は沖電機ですけれども、そういうところが多いんですよね。そういうところってあまりこういうソフトについて強くないんですよね。どうしてもそうするとソフトメーカーというのは、大体中小メーカーで若い人が立ち上げたようなアプリを作るメーカーが、デジタル化時代に向けていろいろ出してる。でも彼らは販路を持ってないんで、どっかにくつついで、そこで認められて大きくなっていくというような形なんですね。ですから、懸念しているのは何も条件を付けないと元々のメーカーは利幅の大きい自社商品を主体にあまり周辺のアプリメーカーを引っ張ってくると、そちらのほうに予算取られてしまうし、繋ぐことによっての面倒くささもあるんで、出

てこないんじゃないかなというふうに懸念しています。ということをぜひプロポーザルのときに南関町はこういう機能を欲しいんだと。それを付けてこい、付けて提案してくださいという要望事項をしっかりと載せないとあがってこないんじゃないかなと思っているんですけど、その辺りはどう考えてられるか。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤 平君） はい。今プロポーザルの実施要領というのを作成しております。その中で基本的な防災行政無線の整備の方法、それにプラスことの防災アプリを連動させることを条件に入れるとこでございます。その機能につきましては、双方向性を入れるか入れないというところで、少し今検討を行っているところでございますけど、どうしても双方向性という言葉を入れてしまうと1社独占になってしまふ可能性がございますので、ほかのいろいろな防災アプリをつくっている業社さんたくさんいらっしゃいますので、その業社さんが入れるように幅広いところで仕様書を作成していきたいと考えております。

○議長（橋永芳政君） 3番議員。

○3番議員（中村正雄君） その考えは違うんじゃないかと思うんですけども、何のために目的をしっかりと考えたほうがいいと思うんですよね。何のために防災無線を入れるんだっていう。私なりに考えているのは、防災無線というのは住民の命を守るために一人も取り残すことなく必要な情報を早く届けることだという、このためにどういうものが必要だということを考えるべきだと思うんですよ。

ですから、目的が何て言いますか、プロポーザルに応募するメーカーのためとは違うんですよ。メーカーが幅広く応募できるような条件を設定するというのはちょっと考えが違うんじゃないかと思うんですよね。ですから、例え1社しか南関町が必要だという機能を1社しか出してなかつたらば、それを取り下げる南関町を防災無線のレベルを下げるというのは、ちょっと違うんじゃないかと思うんですよね。ですから、目的が何かというのをしっかりと考えてもらってメーカーのためじゃないと思うんですよ。プロポーザルというのは。そう思いませんか。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 今中村議員がおっしゃるのは当然でございます。当たり前のことだと思っております。当然、防災行政無線は災害があったときにいち早く全ての町民に、その情報を伝達するために整備を行います。ということで、基本機能としては、やはり例え高齢者であってもスマホを持たない人であっても、情報が届くような環境整備を柱としております。その中で、今スマホアプリで情報を得られる方もたくさんいらっしゃいますので、それにも対応できるようにということで、業者を例えば、業者に提案したのをこういうのがあったから、これがいいんじゃない

いかというふうなところも一つは提案も受けたいとは思います。ただし、最低限、これだけの機能は欲しいというのは仕様書に盛り込みたいというふうに考えております。

○議長（橋永芳政君） 3番議員。

○3番議員（中村正雄君） ということは、先ほど発言されましたメーカーのことを考えての機能を条件に載せるということはやめられるということですか。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 今の質問がちょっと不明瞭でしたけれども、双方向性というのを入れるか入れないかということですかね。

○議長（橋永芳政君） 3番議員。

○3番議員（中村正雄君） いや、違います。そういう具体的な話をしているんじやなくて、ある機能を載せたらば1社しかその機能を持っている製品がないと。そのためにこれは1社しか応募できないから基準にするのはやめたいというふうな発言が出たんで、そうじやないでしようという。1社しか持っていない機能でも、住民のためになるんだったらば、やっぱり機能として載せるべきじやないでしようか。目的が企業のためにやっているわけじやなくて、住民のためにやっているわけなんで、その考えが違うんじやないですかという。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 少し総務課長の答弁と中村議員の思いというのは食い違いあるところがあると思いますけれども、1社しかないそといった技術と言いますか、そといったものがそこしかないからそといった事業者のためにとかそといったことじやありませんので。あくまで住民が、行政が何を必要としているのかということが基本になりますので、そといったものを今回の仕様書にも盛り込むということで、その事業者がそれに該当するのが1社とか、そといったことは関係なく本当に町が必要とする情報を仕様書に入れるために、その条件を作っていくことになりますので、ちょっと一つの業者そといった関わりは全く関係ないところです。

○議長（橋永芳政君） 3番議員。

○3番議員（中村正雄君） はい、ありがとうございます。全然業者のこと考慮することはないと思います。あくまでも町民のために選んでいくべきだと思いますので、その中で何を機能載せるかというのは、これから今日話したのは私からの提案なんで、それが町民の総意かどうかもわかりませんので、その辺はもっと丁寧に時間かけてでも、本当に何があれば皆さん一人も残さず救えるかということを考えていきたいと思いますので、先ほどアンケートの話もありましたけれども、あれも唐突で皆さん何を求められているアンケートかわからないまま書かれたという声を何人

か聞いたんですね。ですから、単純に置き換えだと思っていらっしゃる方が多かったみたいで、これ丸しとかないともらえないよみたいな形になって、みんな地域全部丸したよとかそんな話も出てるんで、もう1回何のためにこれやっててどういう構造、今までの防災無線にプラススマホも繋がるんですよ。もう少し全体像をしっかりと説明して、その中でどういう機能をもちろん金額もありますので、金額の中でより高い結果を出すため、どういうものを機能はしたほうがいいかという自由意見を求めるなり、あるいは選択肢をするなりそういうことをやっていけば、先ほどから出ている自主防衛にも繋がると思うんですよ。ただ、あてがわれるよりは導入時点から町民の人が検討しながら作り上げた防災無線だっていう参加意識が出てくると思いますので、ぜひそういう参加意識を求めることと、本来の求められる機能は何であるかというのをもう1回やってもらいたいでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい。もう一度ゼロベースからそれをやり直すということは非常に厳しいかと思いますけれども、今の子機を置くということはすでに決まっていますので、そのあとのアプリをどういって活用するかということが一番重要になりますので、それにつきましては先ほど総務課長申しましたとおり、アプリ活用については全体的な内容決まっておりませんので、それについては今から町民皆さんに全てを投げかけて、またアンケート調査というのはなかなか時期的に難しいとは思いますけども、いろんなところでそういった情報を入手できるように議会はもちろん当然ですけれども、そういった詳しい方も含めてそういったいろんな話をさせていただきながら、そういうふうに南関町にあったアプリを作り上げることができればと思っています。

○議長（橋永芳政君） 3番議員。

○3番議員（中村正雄君） はい、ぜひそう進めていただきたいと思います。今日の追加質問は情報ということに限って新基準のハザードマップ、それからデジタル化の防災無線について質問しましたけれども、いずれもやはり目的が何かということをしっかりと認識していただいて、何のためにやっていることなのか、そしてその目的を達成するためにはその手段が本当に適切なのかという、何のためというのと、今やっていることが本当に適切なのかというのを、絶えず見直して進めていただきたいと思います。そうすれば町民と行政が、考えがあるいは感覚が一体化してくると思いますので、ぜひそういう進め方をお願いして、私の質問は終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（橋永芳政君） 以上で、3番議員の一般質問は終了しました。

これで本日の日程は全て終了しました。明日10日は、午前10時に本会議場に御参集ください。

これにて散会します。起立、礼。お疲れさまでした。

—————○—————

散会 午後3時23分

